

令和5年4月伊勢原市教育委員会定例会会議 日程表

日時：令和5年4月25日（火）

午後1時30分から

場所：伊勢原市立図書館第1・2会議室

開 会

議 事

- 日程第 1 前回議事録の承認
- 日程第 2 教育長報告
- 日程第 3 教育長職務代理者報告
- 日程第 4 議案第21号 令和5年度伊勢原市教育委員会点検評価について

【非公開予定：議案第22号～第24号】

- 日程第 5 議案第22号 伊勢原市いじめ問題専門調査会委員の委嘱について
- 日程第 6 議案第23号 学校運営協議会委員の委嘱について
- 日程第 7 議案第24号 伊勢原市社会教育委員の委嘱について

その他

閉会

市議会3月定例会 教育委員会関連総括質疑の概要

【総括質疑】 3月7日（火）

No.	質問議員	答弁の概要
1	中山 真由美議員 (発言順位 3番)	<p>1 総論 (2) 第6次総合計画・実施計画に位置付ける重点事業の取組について (図書館・子ども科学館)</p> <p>[市長答弁]</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「電子図書館運営事業費」の効果についてです。 ○ 本事業では、デジタル資料の収集・提供とともに、電子図書館学校連携サービスの充実や館内閲覧用デジタルサービスを提供するなど、情報提供の発信源として、更なる図書館資料の充実を図ってまいります。 ○ こうしたデジタルを活用した取組により、利用者の利便性の向上と、児童生徒の読書活動が促進されるものと考えます。
2	宮脇 俊彦 議員 (発言順位 4番)	<p>3 歳出について (1) 市独自の子ども支援策について (学校教育課)</p> <p>[市長答弁]</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 給食費無償化の取組 ○ 学校給食に係る経費負担は、法令で給食経費の負担が規定されていますので、引き続き法令の規定に則り、執り行っていくものと考えています。 ○ なお、近隣市で学校給食の無償化を検討する動きもありますので、状況等を把握し総合的に判断してまいります。

市議会 3 月定例会 教育委員会関連一般質問答弁の概要

【一般質問】

No.	質問者	答弁の概要
1	橋田 夏枝 議員 (2 日目 1 番)	<p>発言の主題： 1 子どもの運動・スポーツの推進について (教育指導課)</p> <p>(2) 中学校の部活動の実態と課題について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 運動部活動数については、市内 4 中学校で 10 種類の運動部活動、6 種類の文化部活動が設置されております。各校では、13 から 16 の部活動が設置されております。市内中学校の部活動数については、平成 30 年度から今年度まで変化はございません。 ○ 全生徒数が、平成 30 年度から令和 4 年度では約 100 人弱の減少となっている中、運動部活動に所属している人数については、この 5 年間では 140 人の減となっております。文化部活動に所属している人数としましては、この 5 年間で 60 人の増となっております。運動部活動と文化部活動を合わせますと、この 5 年間で 74 人の減となっております。 ○ 運動部活動の所属率については、この 5 年間で 3.43 ポイントの減少となっております。文化部活動の所属率については、この 5 年間で 3.64 ポイントの増となっております。運動部活動と文化部活動を合わせますと、令和 4 年度における所属率は 83.40% で、この 5 年間で、ほぼ変化のない状況となっております。また、県全体の所属率より、本市は 2.46 ポイント上回っている状況であります。 ○ 課題といたしましては、今後、生徒数の減少により各学校単独での存続が難しくなる部活動も出てくる可能性があるということでございます。 <p>(3) 部活動の地域移行について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 伊勢原市における部活動の在り方関しましては、平成 31 年 4 月に策定しました「伊勢原市の部活動の在り方に関する方針」を踏まえ、各中学校や市中学校体育連盟と連携を図りながら、適切で合理的かつ効率的・効果的な活動になるよう努めているところであります。 ○ また、いわゆる部活動の地域移行につきましては、令和 4 年 12 月にスポーツ庁及び文化庁から「学校活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が示されております。 ○ 市教育委員会としましては、伊勢原市として持続可能な部活動の地域移行について、関係部署と研究協議をしているところであります。教職員の現状やニーズはもちろん、児童生徒や保護者、地域の現状やニーズの把握をすることは大切であると考えております。 ○ 今後、部活動の地域移行に向け、実態把握の方法も含め、研

究を進めてまいりたいと考えております。

<再質問>

●スポーツをすることの二極化と、運動習慣が身についていない子どもに対する支援の充実について

- 全国体力・運動能力・運動習慣等調査における調査項目の一つに「1週間の総運動時間」がございます。伊勢原市における児童生徒の1週間の総運動時間については、全国と同様の傾向であります。特に中学校では、運動を全くしない生徒と、600分程度の運動をしている生徒で二極化しております。
- このことから、特に中学校においては、1週間の総運動時間の二極化の傾向があると捉えております。また、運動習慣が身についていない子どもに対する支援の充実については、各学校において、体育の授業であったり、なわとび集会やマラソン習慣等であったり、児童生徒に運動習慣を促す取組が行われていると認識しております。

●団体スポーツの運営について

- 団体スポーツは人数が集まらなると運営が難しくなります。現在の部活動において、教員数や生徒数等を鑑み、限られた種目を部活動として取り組んでおります。本市は少しずつではありますが、生徒数が減少すると予測されておりますので、生徒数の状況によっては、近隣の学校で合同で活動するといったようなことも、今後、必要になってくると考えております。

●運動・スポーツ習慣の把握、調査・研究について

- 本市における子どもの体力の現状把握については、全国の小学校5年生、中学校2年生を対象に、毎年実施されている全国体力・運動能力、運動習慣等調査を活用しております。
- 調査内容としては、体格、新体力テスト、運動習慣・生活習慣等に関する調査となります。この調査から得られた分析や課題については、市内小中学校へ情報提供する等、各学校における取組の支援に努めております。
- また、市のホームページでも公開し、広く周知し運動習慣等について啓発しているところであります。今後も、このような調査から、児童生徒の体力・運動能力の向上、学習習慣の確立、生活習慣の改善に努めるとともに、部活動の必要性やあり方等についても研究をしてまいりたいと考えております。

●「学校活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」「改革推進期間」、その内容について

- スポーツ庁及び文化庁から示された「学校活動及び新たな地域クラブ活動の在り方に関する総合的なガイドライン」は、少子化が進む中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組む必要があること。その際には、生徒の自主的で多様な学びの場であった部活動の教育的意義を継承・発展させ、新しい価値が創出されるようにすることが重要であること。部活動の地域移行に当たっては、「地域の子供たちは、学校を含めた地域で育てる。」という意識の下、生徒の望ましい成長を保障できる

	<p>よう、地域の持続可能で多様な環境を一体的に整備すること。地域の実情に応じ生徒のスポーツ・文化芸術活動の最適化を図り、体験格差を解消することが重要であることが示されております。</p> <p>○ 令和5年度から令和7年度までの3年間の改革推進期間については、まずは、休日の学校部活動の段階的な地域連携・地域移行を、地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すとして示されております。</p> <p>●意識調査やニーズ調査について</p> <p>○ 教職員の現状やニーズ、児童生徒、保護者、地域の現状やニーズの把握するための意識調査等においては、令和5年度より実施してまいりたいと考えております。</p> <p>●部活動の地域移行の課題について</p> <p>○ 課題については、休日部活動の受け皿となる地域団体や指導者の確保、部活動の意義、教員の働き方、予算、施設、部活動で行われている大会等多々ございますが、部活動の地域移行については、先ほどお伝えした令和5年度から令和7年度までの改革推進期間についても、当初示された3年間の移行達成は現実的に難しいとの見解により、昨年度12月に地域の実情等に応じて可能な限り早期の実現を目指すとして見直しされております。</p> <p>○ 今後、国のガイドラインを受け、県のガイドラインが作成される予定であります。国や県の動向も注視しながら、取り組んでまいりたいと考えております。</p> <p>●秦野市と密に情報交換について</p> <p>○ 秦野市との情報交換については、令和4年11月にスポーツ協会が主催の伊勢原市スポーツ協会令和4年度指導者研修会の講師として招く等、密に連携をしているところであります。今後も秦野市以外の近隣市についても情報交換等連携を図っていきたいと考えております。</p> <p>●本市の部活動の地域移行について、教育長の見解について</p> <p>○ 本市の中学校の部活動については、これまで、伊勢原市の部活動の在り方に関する方針に基づき、各校の教員の献身的な指導の下、多くの生徒が主体的に活発に活動しており、豊かな学校生活を実現する役割を十分に果たし、大変意義のある教育活動であると認識しております。</p> <p>○ この本市の状況踏まえ、国や県の動向や近隣市の取組、学校や生徒等の意向等を鑑みながら、伊勢原市としての部活動の地域移行を進めていきたいと考えております。</p>
--	--

発言の主題：1 文化財保存活用地域計画について

(教育総務課 歴史文化担当)

(1)文化財活用の実績と課題について

- 本市では、日本遺産の認定を切っ掛けとして、文化財の活用に力を入れ、その成果を地域の活性化へつなげることを目指し、さまざまな取組を実施してきました。
- 日本遺産の周知に取り組む3年間の補助事業については、2年目から所管を商工観光課へ移し、以後、教育委員会との協力体制で事業に取り組んでいます。日本遺産の構成文化財については、所有者の自己負担もいただきながら、参道の改修、大山山頂の整備など、見学者の安全、快適な環境を整える取組を進めてきました。
- また、伊勢原市歴史文化基本構想に基づく、文化財活用のための観光拠点づくり事業では、大山だけでなく、日向、比々多地区について、映像やパンフレットによる情報発信、解説板や案内サインの整備、公衆トイレの改修などに取り組みました。さらに、文化庁企画の全国的なイベントである日本博事業では、インバウンド薪能、宝城坊宝殿特別展覧会などにより、地域に伝わる質の高い文化財の公開を行いました。
- こうした取組により、市内各地で文化財の見学に対する環境整備が進み、本市の文化財情報がメディアに登場する機会も増え、コロナ禍以前までにおいては市内の観光客数、観光消費額ともに増加しました。このほか、これまで馴染みの薄かった市民団体や企業と、文化財に関係する事業で連携する事例が増え、文化財をめぐる新たなつながりが広がったことも、成果のひとつと考えています。
- 以上の取組は、日本遺産、歴史文化基本構想、日本博といった事業を推進する国の補助制度を活用したのですが、この7年間で国、県から交付を受けた補助金等は総額で3億5千万円ほどとなります。これまでに本市では、これほどの資金を文化財の活用事業に注入したことはなく、日本遺産認定以後に大きく取組が進んだことを示しています。
- 課題としては、ひとつに、これまで積み上げてきた成果を継続していくため、今後も活動資金を確保していくことが挙げられます。コロナ禍により大きな打撃を受けた観光事業に対しては、その再始動に対して国も財政支援策を用意しており、令和7年に予定されている大阪万博に向けた新たな観光支援策も期待されているところです。こうした風をつかみ、取組を継続していくことが必要と考えています。その中で、更なる連携を図り、文化財の活用の幅を広げ、本市の魅力を高めていくことを目指します。
- 二つ目としては、このような文化財の積極的な活用をその保存へと結びつけていくことです。今後の人口減少社会において、地域で文化財を継承していくためには、文化財の保存と活用を循環させていくことが必要です。これまで継続してきた学校教育や社会教育としての文化財活用をベースに、地域の活性化につながる活用を上乘せすることで、文化財の価値を高め、魅力を共有し、それを地域資産としての保存につなげていくことを目指します。そのための一歩は、地域で文化財に関わる人材を増やし、活動を活性化させていくことにあると考えています。

(2) これからの方向性について

- 文化財保存活用地域計画は、平成31年から施行された改正文化財保護法に位置づけられた制度で、地域の力が衰退していくとされる中、地域で文化財を継承していくために、地方の文化財保護体制を強化することを目的としています。市町村により作成される地域計画は、文化財保護のマスタープランとされ、地域の文化財の保存と活用に関するアクションプランでもあります。これを文化庁長官が認定することで、記載されている取組に対して国が支援することができるしくみとなっています。
- 本市では、令和3年に、それまでの歴史文化基本構想に代わって地域計画を作成し、7月に文化庁長官の認定を受けました。前年度までに認定を受けていた市町村は全国で23でしたが、その後急速に広がり、令和4年度には38市町村が認定されています。現在では計96市町村が認定を受け、さらに120ほどの市町村が作成中と聞いています。神奈川県内でも、認定市は本市だけですが、現在横浜市と川崎市が作成中であり、さらに三つの市が作成を予定し、実状把握のため本市を訪れています。このように、文化財の保存と活用の際して、この計画の必要性が多くの市町村で認識されつつあると考えられます。
- この地域計画では、それぞれの市町村が地域の文化財の「現状」を踏まえ、文化財の保存と活用に関する「課題」を整理し、今後の「方針」を明示した上で、計画期間中に実施する「取組」について記載することとなっています。
- 本市の計画では、現状と課題について、文化財の「調査」、「保存」、「活用」に分けて整理し、それを踏まえた方針と取組については、担い手となる人材が重要であることから、「人材育成」を加えています。具体的には、地域計画に示した「調査」、「保存」、「活用」に関する取組を着実に実施していきながら、それぞれの段階で「人材育成」を図ることとなります。
- また、地域計画に記載されている取組については、国の資金援助を受けやすくなり、本年度実施している文化財の活用事業や宝城坊の獅子頭の保存修理事業についても、国の補助率が5%上乗せされています。日本遺産や地域計画の認定によるメリットを最大限生かしながら、活用により文化財の価値と魅力を高め、それを保存へとつなげることを目指します。両者のバランスと循環を意識して、計画的、戦略的に取り組んでいきたいと考えています。

<再質問>

● 『鎌倉殿の13人』を活用した本市における取組及び成果について

- NHKの大河ドラマ『鎌倉殿の13人』の活用については、ご提案以降、商工観光課とともに活用に取り組みました。まず、4月に教育委員会のホームページ、「いせはら文化財サイト」に特設サイトを開設し、5月には市観光協会が、伊勢原市内に所在する鎌倉殿ゆかりの文化財を紹介するパンフレットを作製しました。同時に掲示用のぼりの作製、さらに関連する文化財の写真や解説パネルを作って展示会を実施しました。パネル展示会は、ねんりんピック会場や中央公民館、道灌まつり会場、市外では東海大

学、鎌倉女子大学、下関で開催された日本遺産フェスティバルなどで開催し、図書館を会場とした展示会では、NHKの協力を得て、出演者の等身大パネルとともに、頼朝、政子が訪れた宝城坊の歴史や文化財、ゆかりの人物、伝承などについて紹介することができました。

- 大河ドラマが人気を博したこともあり、一連の取組に対する市民や観光客の関心も高く、ちょっと掘り下げた地元の歴史を紹介することで、市域の文化財とその魅力をアピールする機会となったと考えています。

●文化財の活用の幅を広げるとはどのような活用を考えているのか

- 文化財の観光活用の取組は、本格化してまだ日が浅く、これからはさまざまな工夫がなされ、新たな方法が開発されていくと考えられます。本市の日本遺産においても、これまで縁の薄かった観光事業者や地域の団体との新たな結びつきが生まれ、今までに無い取組へと進展してきました。今後も、多くの方々が文化財に関わることで、文化財活用の可能性を広げたいと考えています。今後の課題となりますが、日本遺産の認定地域同士との連携や文化財と食のコラボレーション、最新のコンピューターグラフィックを用いた文化財の紹介などが考えられます。

●文化財の「調査」「保存」に関する本市の考え方について

- 伊勢原市文化財保存活用地域計画では、文化財の「活用」と並び文化財保護の両輪とされる「保存」についても重視しています。さらに、「保存」と「活用」双方の基礎となるのが「調査」であり、「調査」により文化財の学術的価値を定めること、その材質や状態を把握することで、その文化財にふさわしい「保存」方法を選択することが可能となります。また、多くの人に魅力的、効果的な「活用」を図っていくためには、文化財の背景を含む「調査」が不可欠です。「調査」は、地味ではありますが、文化財の「保存」と「活用」に際して、重要な作業であり、今後も継続的に取り組んでいくこととしています。
- 「調査」を起点とし、明らかになった価値を共有化することで、「保存」と「活用」を循環させ、更なる価値の発見を「保存」への原動力とし、魅力的な「活用」へと結びつけることを目指しています。

●文化財に関わる人材の育成、確保について

- 地域で文化財を継承していくためには、文化財に関わる人材の層を厚くしていくことが必要であり、そのための方策として、文化財に関わる人材を育成する歴史解説アドバイザー養成講座を開講しています。これまでに5期の講座を実施し、修了生112人をいせはら歴史解説アドバイザーとして認定しています。認定者は、教育委員会が実施する学校への出前授業や展示会、文化財調査のサポート等で経験を積みつつ、自主的な活動として、登録有形文化財の公開、展示、講座、文化財めぐりなどを実施されています。こうした市民の活動が本市の文化財を支えており、市の頼もしいサポーターとなっています。
- このような従来から文化財に関わってきた人材に加えて、日

		<p>本遺産等で新たにできた文化財所有者や地元企業などとのつながりを生かし、文化財を核としたさまざまな取組を進めることで、連携の輪を広げていきたいと考えています。教育委員会としては、その活動に対し、情報提供や助言などのサポートや文化庁からの補助金の獲得による活動資金の支援なども行っています。今後もこうした活動を支援し、あるいはサポートいただく協力関係により、地域で文化財を継承する仕組みづくりに取り組んでいきます。</p> <p>●<u>歴史資料館の建設に対する高山市長の考え方について</u> 【市長答弁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本市の永い歴史や多くの文化財は、市の大きな魅力であり、それらを地域資産として伊勢原のまちづくりに生かすため、国が推進する日本遺産や日本博といった文化観光事業に取り組んできました。こうした取組の積み重ねにより、多くの方々が伊勢原の歴史文化にかかわり、その成果が地域資産の更なる磨き上げ、魅力の向上につながっていると認識しています。 ○ そうした中で、地域の歴史文化を保存、活用する歴史資料館の建設について、市民の要望があることは承知しています。伊勢原の魅力を発信し、地域の活性化、そして市民の郷土愛の醸成のためには、そうした施設が有効であることも理解しています。 ○ 拠点施設がない中ではありますが、歴史文化は本市の重要な地域資産でありますので、これからも伊勢原の歴史文化を、まちを元気にする核の一つとして活用し、その価値を市民みんなで共有することで、伊勢原の宝として未来へ引き継いでいくための取組を継続してまいります。
3	相馬 欣行 議員 (2日目3番)	<p>発言の主題：1 夢広がる豊かな伊勢原の実現に向けて (教育指導課)</p> <p>(3) 将来を見据えた魅力ある教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「伊勢原市教育振興基本計画」では、第1期から継続して、「人がつながり 未来を拓く 学びあうまち伊勢原」を基本理念に掲げております。 本市で育った子どもたちが大人になっても、伊勢原に愛着と誇りを持ち、社会の変化を前向きに受け止め、新たな価値観や行動を生み出すことができるよう、人と人とのつながりや、学校・家庭・地域の相互の連携と協働により、子どもたちの可能性を引き出しながら、一人ひとりの「生きる力」を培い、持続可能な社会の担い手として未来を切り拓いていくための資質・能力をはぐくむ教育を推進します。 ○ 学校教育におきましては、「主体的・対話的で深い学び」の視点から、「どのように学ぶか」を重視して授業改善に取り組み、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育成して参ります。 ○ 「GIGAスクール構想による一人一台端末の活用」につきましては、ICTを活用すること自体が目的化してしまわない

よう留意しながら、これまで以上に、支援を必要とする子どもたちも含めたすべての児童生徒に対して「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的充実を図ります。

- これまでも行ってきた、小学校における「教科担当制」や「少人数学級」を実現するための非常勤講師配置や、「児童生徒指導補助員」の配置を第6次総合計画の重点事業として位置付け、きめ細かな指導体制の充実を図ってまいります。

<再質問>

●中学校給食の完全給食に向けた見解（学校教育課）

- 中学校給食の導入に当たっては、弁当を通じて子どもとのかかわりを持ち続けたいといった保護者、生徒の考えに配慮するとともに、近年大きな課題となっている食物アレルギーへの対応を踏まえ、給食か家庭弁当かを選べる選択制としました。
- 栄養バランスのとれた給食による心身の成長や健康の保持増進はもちろんですが、給食を教材として活用し、食事の重要性、喜び、楽しさの上で望ましい栄養や食事のとり方等、給食喫食にかかわらず全生徒に指導しています。
- また、望ましい食習慣を理解し適切な栄養を摂取するには、家庭での取組が重要であることから、食育に関する情報をお便り等で発信し、家庭との連携を図っています。
- 引き続き、多くの生徒に給食を利用してもらえるよう選択制で給食を実施していく予定ですが、学校施設の改修等に当たり、小中学校の給食の在り方の検討を進め、中学校給食の全員給食を進める上での課題整理を行ってまいります。

●小中学校の給食無償化実現に対する見解

- 小中学校の給食費の無償化には、年間約3億円程度の負担が発生すると推計していますが、無償化が導入できれば保護者の負担軽減が図られるとともに、教職員の負担軽減にも資することから、給食費の無償化に取り組む意義は大きいと考えています。
- 給食費の保護者負担の在り方は、国の責任で検討すべきもので、本市では、学校給食法の規定に基づき給食費を児童生徒の保護者に負担していただいております。当面、法令の規定に則り執り行っていくものと考えています。
- 今後、少子化対策を進めるべき立場の国が責任を持って無償化に向けて取り組むよう国に対して要求しつつ、一方、近隣市で無償化を検討する動きもありますので、市の財政状況等を鑑み、市独自の導入手法等について研究を進めてまいります。

4	土山 由美子議員 (2日目4番)	<p>発言の主題：2 通級指導教室推進事業について (教育センター)</p> <p>(1)現状について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本市では、言語障害・難聴通級指導教室の、通称「ことばの教室」と、発達障害通級指導教室の、通称「まなびの教室」を設置しております。 ○ 在籍小学校から保護者の送迎で児童が通級しており、指導は原則として週1回、通常の授業2単位分の90分を基本としております。 ○ 「ことばの教室」は、小学校の通常の学級に在籍する児童の中で、発音に誤りがある、言葉の発達に遅れがある、吃音がある、耳の聞こえが悪い、友達と会話がうまくできない、などの言語の発達に課題のある児童に対して、スムーズに学校生活を送ることができるよう総合的に支援することを目的としております。 ○ 指定障害者相談支援事業所「すこやか園」内に2教室設置しており、桜台小学校の通級指導担当の教員が指導にあたっております。学期により多小の増減はありますが、それぞれの学級に10名程度、合計で20名程度の児童が通級による指導を受けております。 ○ 絵カードや言葉カード、ゲーム活動、生活音や単語などが収録されている音声教材などを用いて、語彙を増やすこと、聞くことに集中すること、正しい発音の仕方やし話し方などを中心に指導しております。 ○ 通級指導教室では保護者と指導内容の共通理解を図ることで児童の良い成長につなげられるよう、保護者が別室にてマジックミラーを通して指導の様子を見学できるようにしております。 ○ 「まなびの教室」は、小学校の通常の学級に在籍する児童の中で「集団活動が苦手、感情のコントロールが苦手、特定の物や行動にこだわりがある、特定の教科や作業が著しく苦手、友達とうまくかかわれない、などの課題を抱えている児童に対して、スムーズに学校生活を送ることができるよう総合的に支援することを目的としております。 ○ 桜台小学校内に3学級設置しており、3名の教員が指導しております。学期により多小の増減はありますが、それぞれの学級に10名程度、合計で30名程度の児童が通級による指導を受けております。 ○ 主な指導内容といたしましては、コミュニケーション能力の育成、ソーシャルスキルトレーニング、体ほぐし、体幹づくり、学習課題の克服等、個々の課題に合わせて行っております。 ○ 教材といたしましては、絵カードや言葉カード、トランポリンや平均台などの教具、ゲーム活動などを用いて、ルールに従って行動することや気持ちのコントロールの仕方などを中心に指導しております。 <p>(2)課題について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童が通級による指導を受けるためには、通級指導教室へ移動する必要があり、保護者の送迎が必要となります。 ○ また、授業時間中に通級指導を受けることへの抵抗感を感じ
---	---------------------	--

る児童への配慮もする必要があります。

- さらに、指導を行う教員については、長年特別支援学級での指導にあたり、個々の教育ニーズにあった指導についての経験が豊富であるなど、専門的な知識を必要としております。
- 通級指導を充実させるためにも、担当する教員の育成に努める必要があります。

(3) 今後の展開について

- 現在伊勢原市では、他校へ児童が通う「他校通級」の形態をとっておりますが、通級指導にはそのほかに、自分の在籍校内での「自校通級」、通級指導担当教員が学校間を巡回する「巡回通級」などの形態があります。
- 「他校通級」は、対象となる児童が少ない学校においても実施が可能であり、グループ指導が「自校通級」よりも実施しやすいというメリットがあります。
- 「自校通級」は、在籍校に通級指導教室があるという形態で、児童の通級の負担が少なく、校内での情報共有や連携が図りやすいというメリットがありますが、各校に通級指導を担当する教員を配置する必要があります、指導のできる教員の確保が課題となります。
- 「巡回通級」は通級指導を担当する教員が、学校間を移動する必要があるため、担当できる児童が「自校通級」や「他校通級」と比べて少なくなる可能性があります。
- また、学校間の移動により、担当教員への負担が大きくなります。
- 現在文部科学省では、通級による指導の、より教育的に効果の高い運用について、検討をすすめております。
- 伊勢原市教育委員会といたしましても、文部科学省の検討をふまえ、伊勢原市の地域にあう通級指導の在り方について、研究をすすめてまいります。

〈再質問〉

(1) 通級指導教室へ通う児童数の推移について

【学校教育担当部長答弁】

- 「ことばの教室」に通室した児童数は、令和元年度は28人、令和2年度は28人、令和3年度は29人、令和4年度は29人です。
- 「まなびの教室」に通室した児童数は、令和元年度は35人、令和2年度は31人、令和3年度は34人、令和4年度は34人です。「ことばの教室」「まなびの教室」ともに同程度の人数で推移しております。

(2) 通級指導教室へ通室決定までの流れについて

- 通級指導教室への入級にあたっては、保護者が在籍校の担任やスクールカウンセラー等と相談を行ったうえで、学校を通じて市教育委員会へ申込みを行います。
- 申込みの受理後、通級指導教室担当教員と保護者が、通級指導教室で教育相談を行います。
- また、通級指導教室担当教員が、児童の観察を行い、状況を把握します。

	<p>○ 保護者との教育相談や児童観察の結果をもとに、通級指導教室担当教員、設置校である桜台小学校管理職及び教育センター職員を構成メンバーとする通級指導教室推進委員会で入級審査を行い、入級を決定します。</p> <p><u>(3) 通室決定者のうち通室しなかった児童数について</u></p> <p>○ 級審査で入級が決定したものの、通級をしなかった児童はおりませんでした。</p> <p><u>(4) 他校通級と自校通級では差があるのか</u></p> <p>○ 現在、桜台小学校在籍の児童については、在籍校に通級指導教室が設置されているため「自校通級」、他の小学校については「他校通級」となっております。</p> <p>○ 「自校通級」、「他校通級」の場合でも事故防止等のため、原則として保護者の方に付き添いをお願いしています。</p> <p>○ また、よりよい理解をしていただくために、指導後に、指導した内容や家庭での様子について保護者と話し合いの時間を設けるなど、「自校通級」、「他校通級」いずれの場合も差がなく指導をしております。</p> <p><u>(5) 自校通級の複数校の拡大の検討はされたのか</u></p> <p>○ 通級指導教室を拡大するにあたっては、通室を必要とする児童がどの程度在籍しているのかニーズを把握することや、指導を行う教員の確保、教室などの指導場所が必要となり、各学校や地域の実態を踏まえて効果的な実施形態の選択及び運用が必要であると考えております。</p> <p>○ そのため、自校通級の複数校への拡大につきましては、文部科学省の検討をふまえ、伊勢原市に適した通級指導教室の在り方について研究を進めているところでございます。</p> <p><u>(6) 巡回通級はどの程度実施されているのか、また効果や評価をどのように考えているか</u></p> <p>○ 現在伊勢原市では、「巡回通級」としての児童の指導は行っておりません。</p> <p>○ 「巡回通級」は通級指導を担当する教員が各校を巡回し、対象の児童生徒の指導を行うものです。指導時間や頻度等は、週1回、授業2コマ程度が望ましいと考えております。</p> <p>○ 「巡回通級」のメリットといたしましては、対象となる児童が少ない場合にも実施が可能であることが挙げられます。</p> <p>○ また、児童にとっては、在籍校にいながら指導が受けられるメリットがあります。</p> <p>○ 「巡回通級」は、「他校通級」と比べ、通級による指導の担当教員と在籍校の担任との連携や、校内における共通理解が図りやすいということが考えられます。</p> <p>○ 一方で、担当する教職員が複数の学校間を移動しなければならないことから、指導ができる教員の数をより多く確保する必要があります。</p> <p>○ 現在伊勢原市では「巡回通級」は行っておりませんが、担当教員が通室をしている児童の在籍校を各学期に1回、年間で3回巡回し、在籍校の担任等と情報共有を行っております。</p>
--	--

		<ul style="list-style-type: none"> ○ そこでは、通級指導教室での指導が在籍校での指導に活かせるよう、指導経過についてや、個別教育計画の見直しを行い、在籍校で行える支援の仕方についてアドバイスを行っております。 ○ 効果がある一方で課題もあることから、他自治体等の取組を参考に、研究をすすめてまいります。 <p>〈再々質問〉</p> <p>(1)通級指導教室へ通う期間について</p> <p>【学校教育担当部長答弁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「ことばの教室」は構音や吃音の改善、言語発達の促進を指導しております。 ○ 児童により主訴の改善状況は異なることから、指導期間は主訴が改善するまでとしております。 ○ 「まなびの教室」は個別や少人数での関わりの中で、成功体験を積みながら、よりよいコミュニケーションの方法や、感情や行動をコントロールする力を身につけられるよう指導しております。 ○ そのため「まなびの教室」で身につけたことを、在籍校での生活や学習に活かすことも大切であることから、指導期間は原則として2年間を上限としております。 ○ 中には主訴改善までに時間のかかる児童もおり、その場合には2年間にこだわることなく、児童が場に合ったよりよい行動や表現の仕方を身につけられるよう指導をしております。 ○ また、「まなびの教室」を退級した児童については、スクールカウンセラーが見守り支援を行い、必要に応じ、適切な支援の仕方について担任に情報共有をしております。 <p>(2)「巡回通級」の評価と拡大について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「巡回通級」を拡大するにあたっては、通級指導を担う教員の育成や確保、また指導場所の確保も課題となります。 ○ 伊勢原市といたしましては、通級指導教室のより教育的効果の高い運用の仕方について、研究をすすめてまいります。
5	大垣 真一 議員 (2日目6番)	<p>発言の主題：2 コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進について</p> <p>(1)学校の負担について（教育指導課）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 急激な社会の変化に伴い、学校と地域を取り巻く課題はますます複雑化、多様化しています。これまでは教育に関わる多くの部分を学校が担ってきました。 ○ コミュニティ・スクールでは、これからの社会を担う子どもたちが身に付けるべき資質・能力はどのようなものか、目標を達成するためにどのように学校と地域が連携・協働していくかというようなことを、学校と地域がそれぞれの立場で話し合い、「どのような子どもに育てたいか」「何を実現していくのか」といった目標やビジョンを共有し、学校と地域がパートナーとして連携・協働しながら学びを展開することを目指しております。 ○ コミュニティ・スクールでは、それぞれの地域や学校の実態に応じて、「学校運営協議会」という会議を開催しております。

今年度開催された学校運営協議会においては、校長が作成した学校運営に関する基本的方針を承認するほか、登下校時の見守り活動のあり方や不審者対応等について情報交換や協議を行ったり、授業参観と組み合わせて、GIGAスクールのタブレット端末を活用した授業についての意見交換を行ったりした学校がございました。

- これらの協議を通して、子どもたちの学びを展開するため「地域とともにある学校」づくりを進めて参ります。
- 学校の負担という点につきましては、新しい制度の導入になりますので、立ち上げ期には、地域人材の発掘等が負担になると考えられます。教育委員会としましては、学校の負担が軽減できるよう、伴走支援を行うとともに、制度の周知や学校と地域が連携・協働するための体制整備に努めて参ります。

(2) 地域学校協働活動について（教育指導課）

- 本市では、保護者や地域の方による登下校の見守り活動や学校周辺の環境整備、稲作などの体験活動、職場体験など、これまでも支援していただいております。したがって、これらの活動も、すべて地域学校協働活動となります。
- ここで言う地域というのは、地域住民や保護者だけでなく、PTAやNPOなどの団体や、企業や大学等の機関も含めて地域と呼んでおります。地域全体で、子どもたちの学びや成長を支え、「学校を核とした地域づくり」を目指す活動が、地域学校協働活動と言えます。

<再質問>

●学校の負担について

- これまでも、保護者や地域の皆様による学校教育への支援をいただけてきたことにより、体験的な学びの充実や教員の負担軽減が図られてきました。
- 学校・教員から保護者や地域に協力や支援を「依頼する」という形であったため、行事等の準備から片付けまでを学校が主体となって進めるという場面が多くあり、学校の負担となっております。
- コミュニティ・スクールの導入にあたり、新しい制度の導入ということで、教職員や地域の方々に理解していただくことや、地域学校協働活動を推進するため、初期段階における地域人材の発掘等の点で、新たな学校への負担もあると思われま。
- 総体として考えますと、将来的に、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に推進し、地域がもつ経験や知識、新たな発想を学校教育に取り入れることにより、学校・家庭・地域それぞれが教育の当事者となり、それぞれがもつ本来の役割が機能し、相乗効果を発揮して、地域学校協働活動が、共通の目標のもとに地域主体で行われることで、教職員の負担が軽減され、児童・生徒とふれあう時間や研修時間等の確保等につながると考えております。

●コミュニティ・スクールと地域学校協働活動「一体的に推進」について

- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を「一体的に推

進する」というのは、「地域とともにある学校づくり」を進めるための協議の場である学校運営協議会で話し合われた結果を踏まえて、地域学校協働活動を行うということです。

- 学校運営協議会において、学校運営協議会委員である保護者、教職員や地域住民等が目標やビジョンを共有します。その上で、その協議の結果を踏まえて、地域学校協働活動が行われることにより、学校の教育活動や地域学校協働活動の充実、地域の活性化や、地域全体で子どもを育てるといった住民の意識の向上につながることを期待されます。

●一体的に進める上での課題について

- 学校運営協議会委員として学校運営に参画するとともに、保護者や地域住民等と学校との情報共有や、地域学校協働活動のコーディネートを行う役割を担う地域人材のことを、「地域学校協働活動推進員」といいます。
- 「一体的に推進」するためには、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動をつなぐ総合的な企画・調整役となる、「地域学校協働活動推進員」の役割が重要になります。
- 一体的推進を進める上での課題としましては、地域学校協働活動推進員の人材発掘と養成及び、コミュニティ・スクールに対する教職員への周知が課題となっております。
- 現在、市全体で2名、大山小学校区と比々多小学校区に1名ずつ地域学校協働活動推進員を委嘱しております。令和3年度より社会教育課が地域学校協働活動研修会を年1回開催しておりますが、引き続き、公民館と学校間で連携を図りながら、「学校を核とした地域づくり」が進められるよう、学校と地域をつなぐ人材の育成や地域学校協働活動の充実を図って参ります。

●最終的にどのようなことが期待されると考えるか。

- 急激な社会の変化に伴って、学校や地域のあり方が変化してくる中で、これからの時代を生き抜くためには、学校教育だけでは得られない知識・経験・能力が求められます。また、少子高齢化やライフスタイルの変化等に伴い、地域社会のつながりの希薄化についても指摘されているところです。
- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に進めていくことにより、それぞれの地域の特徴を生かした体験活動等で子どもたちの学びがより豊かで広がりを持つだけでなく、学校運営協議会や地域学校協働活動に関わる保護者や地域住民の生きがいの創出にもつながるとともに、学校を中心に地域がつながり、地域の活動も活発になることが期待されます。
- 地域学校協働活動を通じて、子どもたちは、地域に住む立場の違う多様な大人が、学び合い、つながり、思いを共有して協働する姿を見ながら一緒に活動することにより、地域を知るとともに、地域の魅力を感じるものと考えられます。
- 地域全体で、地域の宝である子どもたちの学びや成長を支えることが、20年後、30年後に地域を担う、次世代の若者を育てることにもつながると期待しております。

●関係者で目標やビジョンを共有することについて

- 「伊勢原市学校運営協議会規則」では、校長が作成した学校

		<p>運営に関する基本的な方針等について、学校運営協議会の承認を得るものとしております。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ この基本的な方針の中には、地域の特徴を生かした教育が行われるよう、各学校で「育てたい子ども像」や「教育目標」等を定め、目標やビジョンとしております。 ○ 例えば、学校教育目標を「創り手となる子の育成」としている小学校や、育成する生徒像を「生命の尊さを知り、健康増進につとめる生徒」等としている中学校などがあります。 ○ 学校運営協議会で、これらの目標を学校と地域で共有をすることにより、より質の高い教育活動の実践につながると考えております。
6	宮脇 俊彦 議員 (3日目1番)	<p>発言の主題：3 職員の働き方改革の進展状況について (学校教育課)</p> <p>●<u>教職員の労働時間の改善状況</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新型コロナウイルスの感染状況が、時期により異なることもあり単純比較できませんが、教職員の1月までの在校等時間のうち、月45時間を超える教職員の割合は、小学校が昨年度は34.8%、今年度は30.1%で4.7ポイント減少し、中学校は昨年度が56.3%、今年度は59.9%で3.6ポイント増加しています。 <p><再質問></p> <p>●<u>中学校の労働時間の改善はなぜ進まないのか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 中学校で割合が増加した主な要因は、感染症の影響で昨年9月は部活動を休止しており、今年度は部活動ができたことにより在校等時間が増加したことが考えられます。 <p>●<u>新年度教師の定員不足は発生していないか</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 現時点で、学級編制基準日に未配置は起きないと見込みます。 <p>●<u>35人学級の進捗はどこまで進んだか</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国は、昨年度から令和7年度にかけて段階的に小学校の35人学級を進めており、来年度は4年生が35人学級となる予定です。今後は中学校でも35人学級が実現できるよう、県を通じて国に要望を続けてまいります。 ○ また、来年度から、学校の要望があれば小学校低学年の30人学級が可能となるよう対応を図ってまいります。 <p>●<u>新年度、学校・教職員の課題は削減されたのか</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 新学習指導要領が全面実施となり学校に求められるものは増えているため、授業期間中の教職員の在校等時間の短縮を図ることは大変難しい課題であると言えます。 ○ そのような中、教育委員会は、小学校の35人学級の進展や加配により教職員数を増やすとともに、教員が児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制整備のためスクールサポートスタッフの勤務時間数を増や、スクールカウンセラーの配置日数増等をしてきました。

		<ul style="list-style-type: none"> ○ また、今年度、学校閉庁日を、夏季休業中に加え新たに年末年始に1日ずつ設け、年次休暇の促進、在校等時間の削減を図ることができました。 ○ 教職員は働き方改革に向けて意識的に取り組んでいますが、学校では突発的な対応が必要とされる場合もあるため、月又は担当学年等によって在校等時間が増減することがあります。 ○ 学校の取組例として、①退勤時刻の目安を作り職員室に掲示、雰囲気作りを進める、②保護者から学校へ電話できる時間を決めて保護者に協力を求める、③会議の削減や会議の終了目標時刻の設定、④報告ですむ事項は校務支援ソフトの機能を利用等の工夫をしています。また、一部の教職員に負担がかかることがないよう、学校では組織的な対応をしています。 ○ 教職員は受け持ちの授業や学級に対して責任感や向上心を持ち、児童生徒のために工夫を重ねながらよりよい授業作りや学級作り等に努めています。 ○ なお、本年度、各学校をコミュニティスクールにしたことに伴い、地域の方が分担しながら子どもたちとの関わりを持つことで、教職員の手が回らない部分をフォローする活動を始めた学校もあり、地域住民の方々との適切な役割分担が進むことが期待されます。 ○ 学校からは、在校等時間を減らしながら教育の質を高めていくことはとても難しい課題であるという声が挙げられています。教育委員会として、引き続き、教職員定数の増加について県や国に要望していくとともに、教育の質を高めながら教職員の負担軽減、在校等時間の削減につながる取組を進めていきたいと考えています。
7	川添 康大 議員 (3日目2番)	<p>発言の主題：2 不登校児童・生徒の支援について (教育センター)</p> <p>(1)不登校児童・生徒の推移と増加の要因について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 伊勢原市の不登校児童生徒数の推移ですが、平成13年度は小学校27人、中学校97人の計124人、平成24年度は小学校21人、中学校61人の計82人、令和3年度は小学校47人、中学校88人の計135人となっており、100人前後で推移しています。 ○ 不登校の要因といたしましては、人間関係をうまく構築できない児童生徒が増えていること、家庭の教育力の低下等により、基本的な生活習慣などが身に付かないことが不登校に結びつくケースが増えていること、無気力で何となく登校しない児童生徒が増えていることなどが挙げられます。 ○ また、不登校になったきっかけとしては「生活の乱れ、漫然とした不安」が最も多くなっております。 ○ 平成28年に「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が公布されました。 ○ この法律では、個々の不登校児童生徒の休養の必要性を踏まえた学習活動を行うこと、社会的自立を目指すこととされました。 ○ 児童生徒にとっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味をもち、学校復帰を前提としないことが不登

校児童生徒数にも少なからず影響をしているものと考えております。

- さらに令和3年度の新たな要因といたしましては、新型コロナウイルス感染を回避するために休むことも認められるような状況となったことで、家庭基盤が脆弱な家庭では、子どもを学校に押し出す力が一段と弱くなってしまった一面があることが挙げられます。

(2) 適応指導教室の目的と現状について

- 適応指導教室は、学校に登校することが困難な児童生徒に対して、自立心の育成、集団生活への適応、学習意欲の喚起等の援助を行いながら在籍校等に通学できるようにすることや将来の自立に向けた生きる力を身につけることを目的としております。
- 現在大原児童館の一室に設置しており、専任教員1人、指導員1人、補助指導員2人で指導、支援にあたっております。
- 令和5年2月現在、中学生11人が自分の状況に合わせて通室しており、1日平均5人程度の通室率となっております。
- 午前中は各自で学習したい教材を持参し、教科学習を行っております。児童生徒によっては、学校で貸与されているタブレット端末を使用して調べ学習やドリル学習に取り組む児童生徒もおります。
- 午後は自主活動となっております。スポーツやゲーム、地域の清掃活動など、通室生で話し合い、活動内容を決めます。
- また、足柄ふれあいの村での宿泊学習、バスや電車を使っての遠足、市内でのみかん狩り、大学施設内でのホースセラピー、農業体験で収穫した食材を使っての調理実習、子ども科学館への校外学習、講師を招いての茶道教室、陶芸教室、造形教室等様々な行事を行っております。
- 自分に自信がなく、将来にも不安がある子どもたちが、自ら考え、仲間と相談しながら活動していく中で人間関係の構築を学ぶことができる場所となっております。また、自ら進路を決めていくことができるくらいに成長していきます。
- 「学校」という場所にどうしても通えない児童生徒にとつて、学校から離れた場所があることは重要であると考えております。

(3) 適応指導教室に通えない子どもたちの要因、課題や対応について

- 適応指導教室への通室にあたっては、見学や体験入室を行っております。その中で、自分には合っていないという理由で適応指導教室を利用しない場合もあります。
- また、各小中学校では、保健室や学習室への別室登校を行っており、在籍校での別室登校の方が自分に合っているという理由で適応指導教室を利用しない児童生徒もおります。
- 外部へなかなか出ることができない不登校児童生徒への対応といたしましては、まず学級担任を中心に、本人・家庭への対応を行っております。
- そして、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、あるいは教育センターの相談につなげ、「チームで支

援する」という意識を持ち取り組んでおります。

〈再質問1〉

●学校側や制度、教育体制の要因は。その場合、改善が図かれないのではないかと考えるがどうか。

- 不登校の要因や背景といたしましては、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に絡み合っている場合があります。
- 学校教育では、支援を必要とする児童生徒数の増加に伴い、合理的配慮の学級での提供など、教職員の個々の児童生徒の教育的ニーズへの対応が増えている状況があります。
- また、社会における「学びの場」としての学校の相対的な位置づけの低下など、社会全体の変化が少なからず影響をしていると考えられております。
- そのため、教育委員会といたしましては、個々の教育的ニーズに対応したきめ細やかな指導体制の充実を図るとともに、スクールソーシャルワーカーの派遣など学校や家庭への働きかけ等を行うなど、学校への支援体制を整備し、関係機関とのネットワークによる支援の充実を図っております。

〈再質問2〉

●適応指導教室やフリースクール等、自宅以外の場所で接点を持っている児童生徒はどの程度か、また、全く対応や接触が困難になっている児童生徒はどの程度いるのか、また課題は何か。

- 適応指導教室やフリースクール等、自宅外の場所で学習や支援を受けている児童生徒は20名程度おります。
- また、自宅外の場所へも通えず、外部との接点がない児童生徒は数名おります。課題といたしましては、家族以外の人と接することが本人の負担となっていることです。

〈再質問3〉

●不登校児童生徒のいる家庭では、通常に学校に通えている家庭よりも負担が大きくなる傾向にあるが、支援については、どう考えているか。

- 学校や市教育委員会はそれぞれの状況を把握しており、保護者と連絡をとりながら対応をしております。
- また、家庭への負担等に対する支援といたしましては、スクールソーシャルワーカーが家庭訪問し、登校支援を行ったり、使える公的サービス等を紹介しております。

〈再質問4〉

●適応指導教室の目的として、在籍校等に通学できるようにすること以外にどのような目的や役割が必要か。

- 「社会的自立に向けた生きる力を育むこと」も目標の一つです。適応指導教室での生活を通して生活のリズムを安定させたり、仲間との関わり合いの中で人間関係が構築できるよう、支援を行っております。
- また、「児童生徒の自己肯定感を高めること」も目標の一つです。個々に応じた相談や学習指導等を行う中で、気持ちを安定させ、自己の価値や目標に近づくよう支援をしております。
- 適応指導教室の役割といたしましては、これまで適応指導教

室で蓄積された知見や技能を活かし、不登校児童・生徒への支援の中核的役割を果たしています。

- 例えば適応指導教室指導員等と教育相談員、スクールカウンセラーとの連絡会や、在籍校の担任と適応指導教室の職員との連絡会等を定期的に行い、通室している児童生徒の支援計画を共有し、組織的・計画的な支援を行っております。

〈再質問5〉

●不登校の児童生徒が学校に通学していなくても、どのような場合に出席日数としてカウントされるのか、またされないのか。

- 出席の扱いにつきましては、適応指導教室等、学校外施設への出席においても出席扱いとすることができます。
- また、自宅において保護者と学校との十分な連携・協力のもと、ICT等を活用し計画的な学習活動を行った場合にも出席扱いとすることができます。

〈再質問6〉

●適応指導教室が身近な場所や通いやすい場所がないから通室できないということはないのか。その場合、通室する児童生徒は増えないと考えるがどうか。

●配置場所を増やす場合に、支援員の確保など、どういった課題があるのか。

- 通室を希望する児童生徒には、適応指導教室の見学を行い、通室をするかについて本人の意思を確認しております。その中で自宅からの通いにくさを理由に通室を希望しない児童生徒はおりませんでした。
- 児童生徒がどこならば通いたいのかという意思を尊重し、通室を希望しない児童生徒には各小中学校での別室登校等で対応しております。
- 適応指導教室の施設・設備につきましては、相談・指導を適切に行うために、保健衛生上、安全上及び管理上適切であり、集団で活動するための部屋や相談室、職員室、スポーツ活動等ができる場所等があることが望ましいとされております。
- そのため、設置場所の増設については、適する施設を選定することが課題であると考えております。

〈再質問7〉

●地域単位の適応教室の設置、不登校特例校などの検討はされているのか。

- 現在の適応指導教室を、不登校支援の中核として、関係機関や民間施設等と連携し、不登校児童生徒やその保護者を支援するネットワークを構築できるよう努めるとともに、不登校特例校設置等についても研究に努めてまいります。
- また、不登校をはじめ、支援を必要とする児童生徒やその家庭に関わるにあたり、地域の方々の御協力をお願いすることもあると考えております。その際はコミュニティースクールのしくみを活用してまいりたいと考えております。

		<p><再質問8> 教育長答弁</p> <p>●今後、不登校児童生徒に対する支援について、充実強化していく方向であるのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 不登校児童・生徒への支援は大きな課題の1つとして認識している。 ○ 学校へ行くことがあたりまえという認識から、多様な学びの場を選択するという流れの中で、家庭での学びが心の安定となっている場合もある。 ○ 義務教育学校の存在意義として、地域の皆様や保護者に認められ、個々の児童生徒の学習を受ける権利の保障と魅力的な学校づくりに努めてまいりたい。
8	安藤 玄一 議員 (3日目3番)	<p>発言の主題：2 ごみを有料化しないための取組について (学校教育課)</p> <p>(1) 現状と課題について (2) 今後の対応について</p> <p>●学校給食における残渣処理について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 廃棄物処理の外部委託の状況について、平成26年に環境省が実施した調査によると、学校給食に関する事業活動によって生じた廃棄物の処理を外部委託により行う割合が全体の半数と示されています。 ○ 処理・リサイクル方法ごとの内訳を見ると、肥料化が40%、焼却が38%、飼料化が18%となっています。 ○ 県内16市に小学校給食の状況を聞いたところ、全ての施設の生ごみを資源化している市が6市、一部施設は資源化、その他施設は焼却している市が4市、資源化していない市は6市でした。 ○ 資源化の方法は、業者委託により堆肥、飼料、燃料等に資源化又は生ごみ処理機を施設に設置しているもので、いずれかの方法 又は両方を導入している状況で、資源化に取り組む10市のうち6市が業者委託しているとのことです。 ○ 一方、焼却しているごみの収集運搬、処分の委託状況は、全てを事業ごみとして委託している市が2市、一部を委託している市が4市、全てを一般ごみとして処理している市が4市でした。 ○ なお、本市の中学校給食は、調理等業務に残菜や厨芥などの処理費用等を含めて委託しています。 <p><再質問></p> <p>●学校給食の残渣処理について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業活動に伴い生じた廃棄物は、種類や量にかかわらず事業系ごみとなり、事業者処理責任があることは承知しています。 ○ 現在、小学校給食の残渣は、他の公共施設同様に一般ごみとして処理していますが、学校では、給食活動で次のようなごみの削減に努めています。 ○ 物資選定時では、キャベツ等の外の葉は剥いて納品、デザートは容器

	<p>を折りたたんで捨てることのできる紙容器にする等、可食部外のごみが増えないように選定しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調理時では、皮を薄くむく等丁寧な下処理、ブロッコリーの塩ゆでの際に出る茎の部分をスープに入れる、具材を小さくすると食べてくれる傾向にあることから切り方の工夫等を行っています。 ○ 配食時では、残渣の少ない学級や高学年に多めに配食し残渣が出ないようにし、子どもたちには紙容器やパン袋のごみはたたんで返却するよう指導しています。 ○ また、動物を飼育している学校では、ニンジンの皮やキャベツ葉を飼育活動に活用しています。 ○ なお、中学校給食の残渣は、調理等業務の委託事業者が、処理業者に委託し焼却等の処理が行われています。 ○ 引き続き、給食残渣の資源化等について、近隣市等の状況を研究してまいります。 <p>●学校での処理について、過去から現在に至る経緯について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 過去に、学校の環境衛生の向上とごみの減量化、資源化を図り、作り出された堆肥の利用による教育的効果、ごみ処理費用の削減や環境負荷を減らすことを目的に、生ごみ処理機を試験的に導入した小学校がありました。 ○ しかし、塩分を含む食べ残しや繊維質の食品は入れられない等、投入できる食品が限定されていたこと、廃棄物を細かく切り刻んだり土をかき混ぜたりする手間を要すること、堆肥が作られるまでに二次的な発酵行程が必要であったこと、食品残渣によりできた堆肥が、植物によっては枯れてしまった等有効活用できなかった経緯があり、給食残渣を処理するための生ごみ処理機が定着することは無く、現在に至っています。 <p>●廃油の売却について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 毎年、廃油処理業者と契約を結び、学期ごとに有価物として回収してもらいリサイクル工場で資源に生まれ変わります。 ○ 今年度の売買単価は1kg5円、一斗缶当たりは65円です。今年度の排出予定数量は一斗缶約646缶を見込んでいます。小学校全校で、年間3～4万円前後の収入となっており、各校の排出量に応じ給食費に充当しています。 <p>●廃油の売買金額の使用について</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 廃油の売買金をごみ処理に使用することは、油は給食費で購入したものであるため、廃油を売って得た代金は食材費として使用すべきものと考えます。 ○ 子どもたちの身近なリサイクル活動の一環として廃油の売り上げ代金は、引き続き食材費に充当していきたいと考えます。
--	---

令和5年度の伊勢原市教科書採択関係事務に係るスケジュールについて

令和5年4月 教育指導課

	採 択 事 務 関 係	教科書採択に係る教育委員会議関係
4月	第1回伊勢原市教科用図書採択検討委員会 調査員会 6/16~7/5 [14日間] (日月除く) 教科書展示会 伊勢原市民文化会館 会議室 第2回伊勢原市教科用図書採択検討委員会	伊勢原市教育委員会議4月定例会
5月		伊勢原市教育委員会議5月定例会
6月		伊勢原市教育委員会議6月定例会
7月		伊勢原市教育委員会議7月定例会 「令和6年度使用教科用図書」採択

	学習指導要領	小学校教科書	小学校道徳	中学校教科書	中学校道徳	特別支援学級
29年度			採択		検定	児童生徒の障がいの種類・程度、能力・特性等に鑑み、毎年採択。 (学校教育法附則第9条による)
30年度		検定(採択)	使用開始		採択	
31年度		採択(使用開始)		検定(採択)	使用開始	
R2年度	小で全面实施	使用開始		採択(使用開始)		
R3年度	中で全面实施			使用開始		
R4年度		検定				
R5年度		採択		検定		
R6年度		使用開始		採択		
R7年度				使用開始		

伊勢原市教科用図書採択検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 伊勢原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が行う教科用図書の採択に関し、必要な事項を調査検討することを目的として、伊勢原市教科用図書採択検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、教育委員会が行う教科用図書採択に係る必要な事項の調査研究及び協議を行い、その内容を教育委員会に報告する。

(組織)

第3条 検討委員会の委員（以下「委員」という。）は、12名以内とし、次に掲げる者で構成する。

- (1) 小・中学校長の代表者
- (2) 小・中学校に設置されている教育研究会の代表者
- (3) 保護者の代表者
- (4) 小・中学校教員の代表者
- (5) 教育委員会事務局の職員
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

2 委員は、教育委員会が委嘱又は任命し、その任期は、委嘱又は任命した日の属する年度の末日までとする。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(謝礼)

第4条 委員の謝礼は、前条第1項第3号に規定する者に限り、予算の範囲内で支払うものとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に、委員長1人及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、検討委員会の会務を総理し、検討委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会の会議は、必要の都度委員長が招集し、その議長となる。

2 検討委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(教育委員の出席)

第7条 教育委員は、教科用図書採択の参考とするため、委員長の許可を得て、検討委員会に出席することができる。

(調査員)

第8条 検討委員会に、必要に応じて調査員を置くことができる。

2 調査員は、学校教育に関し豊かな経験を有する者のうちから、委員長が委嘱する。

3 調査員の任期は、委嘱した日の属する年度の末日までとする。

4 調査員は、神奈川県教育委員会から提示された資料その他を参考に、教科用図書を調査研究し、採択に必要な資料を作成の上、検討委員会に報告する。

5 前項の調査研究は、当分の間、平塚市、秦野市、大磯町及び二宮町と協力して行うものとする。

(委員等の公正の確保)

第9条 委員及び調査員には、教科用図書採択に直接の利害関係を有しない公正な立場の者をもって充てる。

2 委員及び調査員が前項に反するに至ったときは、その任を解くものとする。

(庶務)

第10条 検討委員会の庶務は、教科用図書採択事務主管課が処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会の会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行後最初の検討委員会の会議は、第4条の規定にかかわらず、教育長が招集する。

附 則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

取り扱い注意**1 調査について**

本調査は、学校における体罰の実態を把握し、緊急事案に対して適切な対応を講ずることで、児童生徒が安全かつ安心して学校生活を送ることができるようにするとともに、各学校で体罰の根絶に向けた取組をさらに推進することを目的とする。

(1) 教職員向け調査

- ・ 対象者数は、約560名 調査期間は、1月25日～1月26日
- ・ 提出は任意

(2) 児童生徒・保護者向け調査

- ・ 対象児童生徒数は、約7,000名 調査期間は、1月25日～1月26日

2 結果の概要

- 全教職員及び全児童生徒（保護者）を対象に標記調査を実施した。
- 教育委員会による調査票の集計結果は次のとおり。
 - ・ 教職員から調査票の提出された数は、32枚。（提出については任意）

<内訳>

体罰・あるいは体罰ではないかと疑われる行為をした	1枚（記名 1）
体罰・あるいは体罰ではないかと疑われる行為を見た	1枚（記名 1）
体罰をしても見てもいない	30枚（記名 30）

- ・ 児童生徒・保護者から1件の電話及び20枚の調査票が提出された。

<内訳>

体罰を受けても見てもいない（記載なしも含む）	8枚（記名2・無記名6）
体罰を受けた	8枚（記名2・無記名6）
体罰を見た	3枚（記名1・無記名2）

※その他（体罰調査以外の案件） 2枚（記名1・無記名1）

- 13枚の調査票（教職員2、児童生徒・保護者11）に記載があった13件の事案について、教育委員会は学校に事実関係の確認を依頼し、その結果について詳細を聴き取った。

- その結果、教育委員会による見解は次のとおり。

体罰事案	なし
体罰に当たるとは認められない事案	13件

- 当該校に対して、体罰の無い適切な指導に努めるよう校長を通じて教職員への指導を行った。

3 今後の対応

○ 学校への指導

- ・ 調査結果を校長会で説明し、引き続きの事故防止を要請する。
- ・ 各学校及び市教委が行う各種の会議や研修会において、本調査結果や「体罰防止ガイドライン（神奈川県教委 H25.7）」等を活用し、引き続き全教職員に対し、体罰防止及び児童生徒指導の充実について徹底を図る。

○ 外部への説明

- ・ 県の調査結果公表の時期（5月頃）を踏まえ、市長及び議会へ説明する。

※ 体罰結果については、今後5月頃に県教委が県としての数値を公表すると思われ
ます。それまで市としての公表についてはしないように、取り扱い注意でお願いいたします。

教育センター指定課題別調査研究部会の研究成果物について

資料
4

1 作成及び配付のねらい

伊勢原市の地域に根ざした教材を作成して小中学校の授業で活用することにより、伊勢原市に対する児童生徒の理解を深める。

2 研究成果物

(1) 小学校生活科・理科副読本「いせはらのしょくぶつ」

作成：伊勢原の自然に関する研究部会

配付対象：小学校1年生

「いせはらのしょくぶつ」について春・夏・秋・冬の季節ごとに「見る」「遊ぶ」「食べる」でまとめている。草花の自然の様子や活動の様子がわかりやすいように、写真やイラストが入っている。

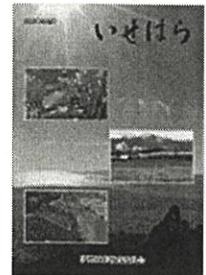


(2) 小学校社会科副読本「いせはら」

作成：小学校社会科副読本作成に関する研究部会

配付対象：小学校3年生

伊勢原市の土地の様子、人々の暮らしやその移り変わりなどについて、カラー写真やグラフ、絵地図などの資料を多く取り入れて構成している。平成28年4月に、江戸庶民の信仰と行楽の地～巨大な木太刀を担いで「大山詣り」～というストーリーが日本遺産に認定されたため、平成29年度配付版から、関連ページを入れている。令和2年度の新学習指導要領の完全実施に合わせて大幅な改定を行った。



(3) 小・中学校社会科歴史読本

「いせはらのむかし 旧石器時代～古墳時代」

作成：地域歴史教材に関する研究部会

配付対象：小学校6年生

旧石器時代から古墳時代の「いせはら」の自然環境、地形、暮らしなどを、遺跡などの写真資料を取り入れて説明している。



(4) 小・中学校社会科歴史読本

「いせはらのむかし 奈良時代～江戸時代」

作成：地域歴史教材に関する研究部会

配付対象：小学校6年生

奈良時代から江戸時代の伊勢原の主な出来事、活躍した人物、暮らしなどについて、写真資料を取り入れて説明している。



3 研究成果物の教育センターWEBサイトへの掲載

研究成果物は、教育センターのWEBサイトに掲載し、教職員へ活用を勧めている。

アドレス <http://www.isehara.ed.jp/center/>

第34回伊勢原市民音楽会 実施状況

- 1 開催日時 令和5年3月5日(日)
午後1時30分～3時30分(開場は午後1時～)
- 2 開催場所 伊勢原市民文化会館 大ホール
- 3 出演者 35人(伊勢原市音楽家協会会員等)
- 4 参加者数 492人 第30回 646人
 ・入場者 445人 600人
 ・出演者 35人 27人
 ・その他 12人(会場ボランティア・職員・協会員) 19人

5 実施後アンケートの主な感想

○アンケート308件中 ※その他意見等(24件)を除く。

楽しかった 279件

楽しくなかった 5件(子どもの声がうるさかった。一般の人にも聞き覚えのある曲にして欲しい。等)

〈市民音楽会の開催について〉

- ・吹奏楽をやっているので参考になった。
- ・久しぶりの生演奏が聴けて良かった。(16件)
- ・身近な知っている曲だと良かった。(3件)
- ・この様に楽しい演奏会を無料で開いてくださることがありがたいです。

〈演奏について〉

- ・曲名の案内アナウンス等があればわかりやすいと思いました。
- ・フルート演奏、ピアノが良かった。(多数)
- ・アンコールの際に、手拍子をしてプレーヤー、オーディエンス一体となって演奏できたのが良かった。
- ・モーツァルトとベートーベンの曲は、心地良かったです。
- ・久しぶりの演奏会に涙が出ました。(2件)
- ・選曲が全て良かった。特にベートーベンはピアノとオーケストラのバランスも良く、独奏ピアノの音色の美しさと共鳴して圧倒された。
- ・クラシック以外の曲も聴いてみたい。

第37回 伊勢原美術協会展

- 1 主 催 伊勢原市教育委員会 伊勢原美術協会
- 2 目 的 伊勢原美術協会会員の優れた作品を展示することにより、
芸術・文化とふれあう機会を提供し、その普及を図ることを目的とする。
- 3 開催期間 令和5年3月6日(月)～3月12日(日)
午前9時～午後5時30分
(初日は午後5時まで、最終日は午後4時まで)
- 4 会 場 中央公民館 1階 展示ホール
- 5 展示内容 伊勢原美術協会会員及び会友等の作品
(絵画、版画、彫刻、陶芸)
- 6 参加者数

(単位：人)

	期 日	参加者数
1	3月 6日 (月)	167
2	3月 7日 (火)	165
3	3月 8日 (水)	169
4	3月 9日 (木)	137
5	3月10日 (金)	184
6	3月11日 (土)	161
7	3月12日 (日)	194
	合 計	1,177

神奈川県市町村教育委員会連合会

令和5年度 総会資料

次 第

1 報 告

- (1) 全国市町村教育委員会連合会表彰について

2 議 題

- (1) 令和4年度事業報告及び収支決算について
- (2) 役員改選について
- (3) 令和5年度事業計画（案）及び収支予算（案）について

令和5年度総会時被表彰者名簿

(No. 1 / 1)

都道府県連No.15

都道府県連名 神奈川県市町村教育委員会連合会

No	(ふりがな) 所属教委	(ふりがな) 氏名	性別 男・女	就任 年・月・日	退任 年・月・日	在任期間		備考
	年	月						
1	あやせし 綾瀬市	ふせ たけし 布施 武	男	H22・10・1	R4・9・30	12	0	(3)
2	かまくらし 鎌倉市	やまだ りえ 山田 理絵	女	H21・3・24	R3・3・23	12	0	(3)
3	おだわらし 小田原市	よしだ まり 吉田 真理	女	H26・10・1	R4・9・30	8	0	(3)
4	ゆがわらまち 湯河原町	こまつ たいこ 小松 泰子	女	H25・4・1	R 4・3・31	9	0	(3)
5	いせはらし 伊勢原市	しげた えみこ 重田 恵美子	女	H26・10・1	R4・9・30	8	0	(3)
6				・ ・	・ ・			
7				・ ・	・ ・			
8				・ ・	・ ・			
9				・ ・	・ ・			
10				・ ・	・ ・			
11				・ ・	・ ・			
12				・ ・	・ ・			
13				・ ・	・ ・			
14				・ ・	・ ・			
15				・ ・	・ ・			

- (1) 備考欄には表彰の種別、及び教育長経験者は教育長を記入のこと。(表彰規程第二条参照)
 ※教育長経験者は、表彰状が異なります。
 (2) 役員表彰と会員表彰が重複する場合は、別々に記入のこと。
 ※それぞれの表彰状をご用意します。

記入 責任 者	所属教委 茅ヶ崎市教育委員会
	氏名 提坂 佳那子
	電 話 0467-82-1111(内線:3311)

令和4年度神奈川県市町村教育委員会連合会事業報告書

年月日	事業の概要	会 場
(R4. 4. 14)	神奈川県市町村教育委員会連合会 第1回役員会及び総会	オンライン会議 (逗子市役所)
(R4. 4. 15)	全国市町村教育委員会連合会 第1回常任理事・理事会	東京都千代田区 学士会館
(R4. 5. 9)	関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会 理事会	中止（書面決議） (栃木県芳賀郡益子町)
(R4. 5. 25)	全国市町村教育委員会連合会 第67回定期総会及び功労者表彰	東京都千代田区 学士会館
(R4. 5. 27)	関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会 総会・研修会	中止（書面決議） (栃木県芳賀郡益子町)
(R4. 7. 8)	全国市町村教育委員会連合会 第2回常任理事・理事会	東京都千代田区 学士会館
(R4. 7. 28 ～29)	全国市町村教育委員会連合会 事務局長会議	中止（文書報告） (京都府京都市)
(R4. 8. 3)	神奈川県市町村教育委員会連合会 第2回役員会	オンライン会議 (茅ヶ崎市役所)
(R. 4. 10. 13 ～14)	全国市町村教育委員会連合会 第3回常任理事・理事会及び 視察研修	福岡県福岡市 ソラリア西鉄ホテル福岡
(R4. 11. 18)	神奈川県市町村教育委員会連合会 研修会	茅ヶ崎市民文化会館

その他 時報「市町村教委」及び全国連資料の配布

令和4年度神奈川県市町村教育委員会連合会収支決算書

(収 入)

(単位：円)

科目	予算現計額			収入済額	増減	説明
	当初	補正	計			
1 負担金	551,000	0	551,000	551,000	0	年間負担金 (33市町村分)
2 繰越金	987,963	0	987,963	987,963	0	令和4年度繰越金
3 雑収入	37	0	37	6	△ 31	預金利息 6
合 計	1,539,000	0	1,539,000	1,538,969	△ 31	

(支 出)

(単位：円)

科目	予算現計額				支出済額	不用額	説明
	当初	補正	流・充用	計			
1 会議費	30,000	0	0	30,000	0	30,000	
1 会議費	30,000	0	0	30,000	0	30,000	総会開催費 0 役員会開催費 0
2 事務費	130,000	0	0	130,000	58,425	71,575	
1 消耗品費	30,000	0	0	30,000	10,181	19,819	全国連表彰用丸筒等 1,500 事務用品 8,681
2 通信費	80,000	0	0	80,000	42,524	37,476	時報市町村教委等郵送料 30,864 表彰状郵送料 11,660
3 雑費	20,000	0	0	20,000	5,720	14,280	負担金等振込手数料 2,970 表彰状筆耕手数料 2,750
3 事業費	1,285,000	0	0	1,285,000	1,020,483	264,517	
1 研修費	160,000	0	0	160,000	145,393	14,607	講師委託料等 145,393
2 負担金	831,000	0	0	831,000	781,970	49,030	全国連負担金 767,970 全国連 理事会 情報交換会出席者負担金 14,000 関東連負担金 0 関東連 総会 情報交換会出席者負担金 0
3 旅費	294,000	0	0	294,000	93,120	200,880	全国連第3回理事会 (福岡県福岡市) 77,760 その他旅費 15,360
4 予備費	94,000	0	0	94,000	0	94,000	
1 予備費	94,000	0	0	94,000	0	94,000	
合 計	1,539,000	0	0	1,539,000	1,078,908	460,092	

収入支出差引額 1,538,969円-1,078,908円= 460,061円 は、令和5年度へ繰り越す。

令和5年4月13日

神奈川県市町村教育委員会連合会
会 長 赤 坂 雅 裕

会計監査報告

令和4年度神奈川県市町村教育委員会連合会の会計を監査したところ、正確かつ適正に処理されていたと認めます。

令和5年4月11日

監査 厚木市教育委員会

委員 杉山 繁雄 

令和5年4月11日

監査 清川村教育委員会

教育長 山田 一夫 

令和5年度神奈川県市町村教育委員会連合会 役員名簿

役職名	市町村名
会長	茅ヶ崎市
副会長	葉山町
幹事	三浦市
幹事	平塚市
幹事	座間市
幹事	綾瀬市
幹事	小田原市
幹事	秦野市
幹事	寒川町
幹事	大磯町
幹事	松田町
幹事	中井町
幹事	湯河原町
監査	厚木市
監査	清川村

令和6・7年度 役員選出区分

地区		役職	市町村名				
市	半島	監査	横須賀市	逗子市	三浦市		
	湘南		平塚市	鎌倉市	藤沢市	茅ヶ崎市	
	県央	会長	大和市	海老名市	座間市	綾瀬市	
	県西		小田原市	秦野市	厚木市	伊勢原市	南足柄市
町村	高座・三浦		葉山町	寒川町			
	愛甲・中	副会長	大磯町	二宮町	愛川町	清川村	
	足柄上・下	監査	中井町	大井町	松田町	山北町	開成町
			箱根町	真鶴町	湯河原町		

令和6・7年度役員の会長は、県央ブロック。副会長は愛甲・中ブロック。
監査は、半島ブロックと足柄上・下ブロックから選出。

神奈川県市町村教育委員会連合会役員

地 区	市町村名	平成22・23年度	平成24・25年度	平成26・27年度	平成28・29年度	平成30・令和元年度	令和2・3年度	令和4・5年度	令和6・7年度	
半 島	横須賀市 逗子市 三浦市	幹 事 三浦市	◎会 幹 長 事 横須賀市 逗子市	幹 事 三浦市	幹 事 横須賀市 逗子市	幹 事 三浦市	◎会 幹 長 事 横須賀市	幹 事 三浦市	幹 事 三浦市 ◎監	
		幹 事 鎌倉市 藤沢市 茅ヶ崎市	幹 事 平塚市	◎会 幹 長 事 鎌倉市 藤沢市	幹 事 平塚市 茅ヶ崎市	幹 事 藤沢市 鎌倉市	幹 事 茅ヶ崎市	◎会 幹 長 事 茅ヶ崎市 平塚市	幹 事 茅ヶ崎市 平塚市	幹 事 茅ヶ崎市 平塚市
湘 南	平塚市 鎌倉市 藤沢市 茅ヶ崎市	幹 事 鎌倉市 藤沢市 茅ヶ崎市	幹 事 平塚市	◎会 幹 長 事 鎌倉市 藤沢市	幹 事 平塚市 茅ヶ崎市	幹 事 藤沢市 鎌倉市	幹 事 茅ヶ崎市	◎会 幹 長 事 茅ヶ崎市 平塚市	幹 事 茅ヶ崎市 平塚市	幹 事 茅ヶ崎市 平塚市
		幹 事 座間市 綾瀬市	幹 事 大和市 海老名市	幹 事 座間市 綾瀬市	◎会 幹 長 事 大和市 海老名市	幹 事 大和市 海老名市	幹 事 座間市 綾瀬市	幹 事 大和市 海老名市	幹 事 座間市 綾瀬市	◎会 幹 長 事 座間市 綾瀬市
東 京	大和市 海老名市 座間市 綾瀬市	幹 事 座間市 綾瀬市	幹 事 大和市 海老名市	幹 事 座間市 綾瀬市	◎会 幹 長 事 大和市 海老名市	幹 事 座間市 綾瀬市	幹 事 大和市 海老名市	幹 事 座間市 綾瀬市	◎会 幹 長 事 座間市 綾瀬市	◎会 幹 長 事 座間市 綾瀬市
		◎会 幹 長 事 座間市 綾瀬市	幹 事 伊勢原市 南足柄市	幹 事 伊勢原市 南足柄市	幹 事 伊勢原市 南足柄市	幹 事 伊勢原市 南足柄市	◎会 幹 長 事 伊勢原市 南足柄市	幹 事 伊勢原市 南足柄市	幹 事 伊勢原市 南足柄市	幹 事 伊勢原市 南足柄市
西 京	小田原市 秦野市 厚木市 伊勢原市 南足柄市	◎会 幹 長 事 小田原市 秦野市 厚木市	幹 事 伊勢原市 南足柄市	幹 事 厚木市 秦野市 小田原市	幹 事 伊勢原市 南足柄市	◎会 幹 長 事 厚木市 秦野市 小田原市	幹 事 伊勢原市 南足柄市	幹 事 小田原市 秦野市 厚木市	幹 事 小田原市 秦野市 厚木市	幹 事 小田原市 秦野市 厚木市
		◎副会 幹 長 事 小田原市 秦野市 厚木市	幹 事 葉山町 寒川町	幹 事 寒川町 葉山町	◎副会 幹 長 事 葉山町 寒川町	◎副会 幹 長 事 葉山町 寒川町	幹 事 寒川町 葉山町	幹 事 葉山町 寒川町	◎副会 幹 長 事 葉山町 寒川町	◎副会 幹 長 事 葉山町 寒川町
高 原	高座・三浦	◎副会 幹 長 事 葉山町 寒川町	幹 事 葉山町 寒川町	幹 事 寒川町 葉山町	◎副会 幹 長 事 葉山町 寒川町	幹 事 寒川町 葉山町	幹 事 葉山町 寒川町	◎副会 幹 長 事 葉山町 寒川町	◎副会 幹 長 事 葉山町 寒川町	幹 事 葉山町 寒川町
		◎副会 幹 長 事 葉山町 寒川町	◎副会 幹 長 事 二宮町 愛川町	幹 事 大磯町	◎副会 幹 長 事 二宮町 愛川町	幹 事 清川村 大磯町	◎副会 幹 長 事 大磯町 愛川町	幹 事 二宮町 愛川町	◎副会 幹 長 事 大磯町 愛川町	◎副会 幹 長 事 大磯町 愛川町
町	大磯町 二宮町 愛川町 清川村	幹 事 清川村 大磯町	◎副会 幹 長 事 二宮町 愛川町	幹 事 大磯町	◎副会 幹 長 事 二宮町 愛川町	◎副会 幹 長 事 大磯町 愛川町	幹 事 二宮町 愛川町	◎副会 幹 長 事 大磯町 愛川町	◎副会 幹 長 事 大磯町 愛川町	◎副会 幹 長 事 大磯町 愛川町
		◎副会 幹 長 事 二宮町 愛川町								
村	大磯町 二宮町 愛川町 清川村	◎副会 幹 長 事 二宮町 愛川町								
		◎副会 幹 長 事 二宮町 愛川町								
足 柄	箱根町 真鶴町 湯河原町	◎副会 幹 長 事 箱根町 真鶴町 湯河原町	◎副会 幹 長 事 箱根町 真鶴町 湯河原町	◎副会 幹 長 事 箱根町 真鶴町 湯河原町	◎副会 幹 長 事 箱根町 真鶴町 湯河原町	◎副会 幹 長 事 箱根町 真鶴町 湯河原町	◎副会 幹 長 事 箱根町 真鶴町 湯河原町	◎副会 幹 長 事 箱根町 真鶴町 湯河原町	◎副会 幹 長 事 箱根町 真鶴町 湯河原町	◎副会 幹 長 事 箱根町 真鶴町 湯河原町
		◎副会 幹 長 事 箱根町 真鶴町 湯河原町								

令和5年度神奈川県市町村教育委員会連合会事業計画（案）

（目的）

神奈川県市町村教育委員会連合会は、県下市町村教育委員会の総意を結集し、神奈川県及び県下市町村教育行政の一層の進展と充実を図り、教育本来の使命を達成することを目的に次の事業を実施する。

1 連合会主要事業の推進

- (1) 教育情報の交換
- (2) 関係行政庁に対する陳情又は建議
- (3) 教育に関する調査、研究及び資料の収集、配布

2 全国市町村教育委員会連合会の令和5年度主要事業の推進

全国市町村教育委員会連合会に加入し、同連合会の令和5年度主要事業の推進に協力するとともに連携を図る。

3 県下市町村教育委員会活動の充実推進

県下市町村教育委員会相互の連絡を密にし、役員会等諸会議において教育の課題、問題点を研究し、県下市町村教育委員会のますますの充実を図る。

4 県下市町村教育委員会研修会の開催

県下市町村教育委員会の連絡を密にし、幅広く時流にあった知識の習得を図り、本県教育行政を推進するため研修会を開催する。

令和5年度神奈川県市町村教育委員会連合会会議等主な事業

月	内 容	会 場
4月	神奈川県連 第1回役員会及び総会 (オンライン会議) 全国連 第1回理事会	(茅ヶ崎市) 東京都
5月	関東連 理事会及び総会・研修会 全国連 定期総会・功労者表彰	埼玉県加須市 東京都
7月	全国連 第2回理事会	東京都
8月	神奈川県連 第2回役員会	茅ヶ崎市
9月	全国連 第3回理事会	北海道札幌市
10月	全国連 事務局長会議	島根県出雲市
11月	神奈川県連 研修会	茅ヶ崎市
その他	* 県下市町村教育委員会へ時報「市町村教委」の配布(年6回) * 関係行政庁への陳情又は建議の実施 * 神奈川県連臨時役員会を必要により開催	

注：全国連 全国市町村教育委員会連合会
関東連 関東甲信越静市町村教育委員会連合会

令和5年度神奈川県市町村教育委員会連合会収支予算書（案）

（収 入）

（単位：円）

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	説 明
1 負担金	1,100,000	551,000	549,000	年間負担金（33市町村分）
2 繰越金	460,061	987,963	△ 527,902	前年度からの繰越金
3 雑収入	939	37	902	預金利子等
合 計	1,561,000	1,539,000	22,000	

（支 出）

（単位：円）

科 目	本年度予算額	前年度予算額	比較増減	説 明
1 会議費	30,000	30,000	0	
1 会議費	30,000	30,000	0	総会・役員会開催費 30,000
2 事務費	130,000	130,000	0	
1 消耗品費	30,000	30,000	0	事務用品(筒等) 30,000
2 通信費	80,000	80,000	0	時報市町村教委・各種通知郵送料 80,000
3 雑 費	20,000	20,000	0	振込手数料・筆耕手数料等 20,000
3 事業費	1,353,000	1,285,000	68,000	
1 研修費	160,000	160,000	0	講師謝礼等 100,000 講師賄い等 10,000 会場使用料 50,000
2 負担金	855,000	831,000	24,000	全国連負担金 767,750 関東甲信越静連合会負担金 30,000 関東甲信越静連合会理事会・総会・研修会参加者負担金 20,000 全国連事務局長会議参加者負担金 8,600 全国連第3回理事会参加者負担金 28,000
3 旅 費	338,000	294,000	44,000	関東甲信越静連合会理事会、総会（埼玉県加須市） 35,000 全国連事務局長会議（島根県出雲市） 85,000 全国連第3回理事会（北海道札幌市） 194,000 その他旅費 24,000
4 予備費	48,000	94,000	△ 46,000	
1 予備費	48,000	94,000	△ 46,000	
合 計	1,561,000	1,539,000	22,000	

令和5年4月13日

神奈川県市町村教育委員会連合会
会 長 赤 坂 雅 裕

令和5年度 神奈川県市町村教育委員会連合会市町村負担割表

人口は、令和4年6月1日現在

市町村名	人口	人口率	人口割	均等割	計	負担金額	4年度負担金額	3年度負担金額
横浜市						60,000	30,000	60,000
川崎市						60,000	30,000	60,000
相模原市						60,000	30,000	60,000
			530,000	390,000	920,000			
横須賀市	382,540	11.97	63,441	13,000	76,441	76,000	38,500	78,000
平塚市	257,503	8.06	42,718	13,000	55,718	56,000	28,000	56,000
鎌倉市	172,663	5.40	28,620	13,000	41,620	42,000	21,000	42,000
藤沢市	442,783	13.86	73,458	13,000	86,458	86,000	43,000	85,000
小田原市	187,564	5.87	31,111	13,000	44,111	44,000	22,000	44,000
茅ヶ崎市	243,951	7.64	40,492	13,000	53,492	53,000	26,500	53,000
逗子市	56,740	1.78	9,434	13,000	22,434	22,000	11,000	22,000
三浦市	41,098	1.29	6,837	13,000	19,837	20,000	10,000	20,000
秦野市	161,745	5.06	26,818	13,000	39,818	40,000	20,000	40,000
厚木市	223,991	7.01	37,153	13,000	50,153	50,000	25,000	50,000
大和市	241,956	7.57	40,121	13,000	53,121	53,000	26,500	53,000
伊勢原市	101,273	3.17	16,801	13,000	29,801	30,000	15,000	30,000
海老名市	138,856	4.35	23,055	13,000	36,055	36,000	18,000	35,000
座間市	132,064	4.13	21,889	13,000	34,889	35,000	17,500	35,000
南足柄市	40,226	1.26	6,678	13,000	19,678	20,000	10,000	20,000
綾瀬市	83,355	2.61	13,833	13,000	26,833	27,000	13,500	27,000
葉山町	31,552	0.99	5,247	13,000	18,247	18,000	9,000	18,000
寒川町	48,553	1.52	8,056	13,000	21,056	21,000	10,500	21,000
大磯町	31,388	0.98	5,194	13,000	18,194	18,000	9,000	18,000
二宮町	27,195	0.85	4,505	13,000	17,505	18,000	9,000	18,000
中井町	9,074	0.28	1,484	13,000	14,484	14,000	7,500	15,000
大井町	17,182	0.54	2,862	13,000	15,862	16,000	8,000	16,000
松田町	10,541	0.33	1,749	13,000	14,749	15,000	7,500	15,000
山北町	9,430	0.30	1,590	13,000	14,590	15,000	7,500	15,000
開成町	18,571	0.58	3,074	13,000	16,074	16,000	8,000	16,000
箱根町	11,035	0.35	1,855	13,000	14,855	15,000	7,500	15,000
真鶴町	6,540	0.20	1,060	13,000	14,060	14,000	7,000	14,000
湯河原町	22,915	0.72	3,816	13,000	16,816	17,000	8,500	17,000
愛川町	39,445	1.23	6,519	13,000	19,519	20,000	10,000	20,000
清川村	2,984	0.09	477	13,000	13,477	13,000	6,500	13,000
合計	3,194,713	100.0	529,947	390,000	919,947	1,100,000	551,000	1,101,000

神奈川県市町村教育委員会連合会規約

(名称及び事務所)

第1条 この会は、神奈川県市町村教育委員会連合会（以下「連合会」という。）と称し、事務所を会長の属する教育委員会事務局に置く。

(目的)

第2条 連合会は、県下市町村教育委員会相互の連絡を密にし、相協力して本県教育行政の推進を図り、教育本来の使命を達成することを目的とする。

(事業)

第3条 連合会は、目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 教育行政の情報
- (2) 関係行政庁に対する陳情及び建議
- (3) 教育に関する調査、研究及び資料の収集、配布
- (4) 全国市町村教育委員会連合会等への加入及びそれに伴う諸活動
- (5) その他連合会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第4条 連合会は、神奈川県市町村教育委員会をもって組織する。

(役員)

第5条 連合会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 幹事 若干名
- (4) 監査 2名

2 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員会)

第6条 役員は、各市町村教育委員会単位とし、総会において選出する。

- 2 会長は、会務を総理し、連合会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき会長の職務を代行する。
- 4 幹事は、連合会の会務にあたる。
- 5 監査は、連合会の会計及び事務の状況を監査する。

(機関の設置)

第7条 連合会に次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 役員会

(総 会)

第8条 総会は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 総会の議事は、出席委員の過半数を持って決定する。

3 総会は、次の事項を決定する。

(1) 連合会運営の基本的事項

(2) 規約の決定、変更に関する事項

(3) 連合会事業の決定、変更に関する事。

(4) 予算及び決算の決定、承認に関する事。

(5) その他重要な事項

(役員会)

第9条 役員会は、会長、副会長及び幹事をもって組織する。

2 役員会は、会長が招集し、会議の議長となる。

3 役員会の議事は、出席役員の過半数をもって決定する。

4 役員会は、次の事項を審議及び決定する。

(1) 総会に提出する議案に関する事。

(2) 総会で決定した事項の実施に関する事。

(3) 総会で委任された事項

(4) その他必要な事項

(職 員)

第10条 連合会の事務を処理するため、事務局長以下必要な職員を置く。

2 職員は、会長が任命する。

3 職員は、連合会の会計、その他の事務にあたる。

(会計年度)

第11条 連合会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第12条 連合会の経費は、県下市町村教育委員会の負担金及びその他の収入をもつて充てる。

(細 則)

第13条 連合会運営のため必要な細則は、役員会において定める。

附 則

この規約は、昭和50年7月31日から施行する。

令和5年度伊勢原市教育委員会点検評価について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第26条第1項の規定に基づく伊勢原市教育委員会点検評価の今年度の評価会議等の日程について、伊勢原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和53年伊勢原市教育委員会規則第9号）第2条第1項第8号の規定により提案する。

令和5年4月25日提出

伊勢原市教育委員会
教育長 山口 賢人

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第26条第1項の規定に基づき実施する教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に対する点検及び評価を適切に行うため。

令和5年度（令和4年度実施事業）伊勢原市教育委員会点検評価実施要領

1 目的

この要領は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）第26条の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況についての点検及び評価（以下「点検評価」という。）を実施するにあたり、その内容及び実施方法について、点検評価の円滑な実施が図られるよう必要な事項を定めるものである。

2 実施主体

伊勢原市教育委員会

3 対象年度

令和4年度

4 対象事業

伊勢原市第2期教育振興基本計画に掲げる重点取組63事業のうち、教育部所管48事業。

5 実施方法

(1) 自己点検評価の実施

ア 事務局等による点検評価の実施

① 点検評価の対象となる事業を所管する所属において、当該事業の取組実績を明らかにし、その達成状況、進捗状況、有効性について点検評価を行う。

② 点検評価の結果及び事業実施の上での課題を踏まえ、今後の取組方針を明らかにする。

イ 教育委員による点検評価

事務局が実施した点検評価の結果を基に、教育委員による自己点検評価を実施するとともに、事業の内容や今後の取組方針に意見する。

(2) 学識経験者による点検評価

法第26条第2項の規定に基づき、教育に関する学識を有する者の知見を活用し、専門的な助言を得るとともに、点検評価の客観性及び市民の視点に立った点検評価を確保する。報告書の作成にあたっては、総括的な意見を依頼するものとする。

(3) 点検評価報告書(案)の作成

有識者による点検評価の結果による総括的な意見を加えた点検評価報告書(案)を調製する。

(4) 教育委員会議での審議

6 スケジュール

別紙「令和5年度（令和4年度実施事業）伊勢原市教育委員会点検評価スケジュール」のとおり

7 点検評価の報告と公表

点検評価の結果は、市議会へ報告するとともに教育委員会ホームページ等により公表する。

8 点検評価の活用

点検評価の結果は、事業の改善及び予算編成等に活用する。

9 その他

この要領に定めるもののほか、点検評価の実施について必要な事項は、別に定める。

令和5年度（令和4年度実施事業）伊勢原市教育委員会点検評価
スケジュール

- 4月25日 教育委員会議4月研究会
令和5年度（令和4年度実施事業）教育委員会点検評価実施要領に
ついて議案上程
- 5月 上旬 各所属へ点検評価の依頼
- 6月 上旬 各所属の点検評価取りまとめ
下旬 第1回点検評価会議開催通知及び資料の送付
- 7月 6日 第1回点検評価会議 午後2時～午後4時 第2委員会室
※教育長及び教育委員の意見、質疑
教育長及び教育委員による意見を集約し、各所属へ修正等依頼
下旬 第2回点検評価会議開催通知及び資料の送付
- 8月 8日 第2回点検評価会議 午後2時～午後4時 第2委員会室
※報告書（案）の確認
報告書の調製
外部委員へ点検評価報告書（案）に対する総括的な意見の依頼
- 9月 下旬 教育委員会議9月定例会
令和5年度（令和4年度実施事業）教育委員会点検評価報告書（案）
について議案上程
- 10月 部長会議
令和5年度（令和4年度実施事業）教育委員会点検評価について報告
- 10月 下旬 議会全員協議会
令和5年度（令和4年度実施事業）教育委員会点検評価について報告
公表（HP・冊子配布）

第2次伊勢原市生涯学習推進指針

伊勢原市・伊勢原市教育委員会

目次

1	第2次伊勢原市生涯学習推進指針の基本的事項	2
	(1) 伊勢原市生涯学習推進指針改定の趣旨	2
	(2) 指針の位置づけ	2
	(3) 指針の目的	3
	(4) 生涯学習とは	4
	(5) 関係する主な法改正等の経過	5
	(6) 国の動向	6
2	伊勢原市の生涯学習の現状と課題	7
	(1) 伊勢原市の生涯学習推進の経過	7
	(2) 社会を取り巻く環境の変化	8
	(3) 市民意識の状況（令和元年市民意識調査の結果）	8
	(4) 社会教育委員会議における点検評価の経過	9
	(5) 伊勢原市の生涯学習推進における現状と課題	9
3	生涯学習を推進するための基本方針	11
	(1) 指針の体系	11
	(2) 持続可能な開発目標（SDGs）に向けた取組の推進	12
	(3) 施策の概要	13
	基本目標1 総合的な生涯学習の推進	13
	基本目標2 支援体制の整備	15
	基本目標3 学習機会の充実	16
	基本目標4 施設の充実と整備	19
4	指針の推進体制	21
5	指針策定の経過	22

1 第2次伊勢原市生涯学習推進指針の基本的事項

(1) 伊勢原市生涯学習推進指針改定の趣旨

伊勢原市及び伊勢原市教育委員会は、平成25(2013)年4月に「伊勢原市生涯学習推進指針」を策定しました。この指針は、学校や家庭と地域社会が連携し、心豊かで安心できる生涯学習環境を醸成することや時代の要請に基づき市民の学習機会や場を整備し、生涯学習推進の方向性や道筋を示し、豊かな生涯学習社会の実現を目指すための指針として策定したものです。

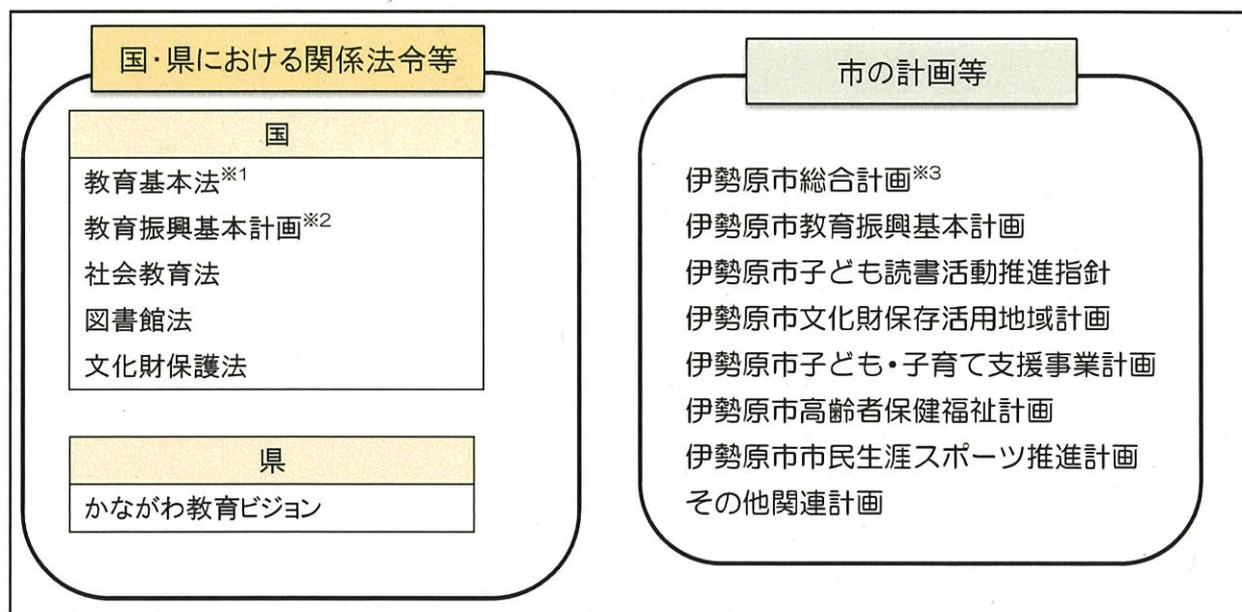
策定から10年が経過し、人口減少・少子高齢化の進展と人生100年時代の到来を見据えた生涯学習社会の充実が求められるなど、法改正や生涯学習を取り巻く環境が変化してきました。

こうした状況を踏まえ、課題に取り組む方向性を「学びと活動の循環による生涯学習社会の構築」とした現行指針の推進の在り方を継承しつつ、多様化し複雑化する課題や社会変化への対応など、より状況に即した指針とするために改定を行うものです。

(2) 指針の位置づけ

本指針は、伊勢原市の総合計画及び教育振興基本計画をはじめ、関連する他の計画との整合性を図りながら、令和5年度からの生涯学習の分野における基本的な考えや方向性を示したものです。

【関連計画との関係性】



※1 教育基本法…教育の基本法として、全ての教育推進の原点となるもの。平成18年に改正され、新たに「生涯学習の理念」が規定された。

※2 教育振興基本計画…教育基本法が平成18年に改正されたことにより、各自治体は教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めることとなった。伊勢原市は、平成22年度～平成29年度の教育ビジョンにより、前期基本計画を平成22年度～平成24年度とし、後期基本計画を平成25年度～平成29年度の5年間の教育振興施策として策定している。

※3 伊勢原市総合計画…伊勢原市が進むべきまちづくりの姿を示し、伊勢原市の事業推進の柱となるもの。

(3) 指針の目的

市民一人ひとりが自己及び地域の豊かな未来を築くためには、市が市民の学習意欲を支え、学習のための環境を整備することにより、学習による自己実現を支えるとともに、社会の要請に基づき、学びの成果を地域づくりに活かせるようにすることも求められています。

学校、家庭、地域社会が連携し、地域の課題や目標の共有化を通じて、心豊かで安心できる生涯学習社会の実現に向けた取組を推進するため、取組の方向性及び考え方を指針として定めるものです。

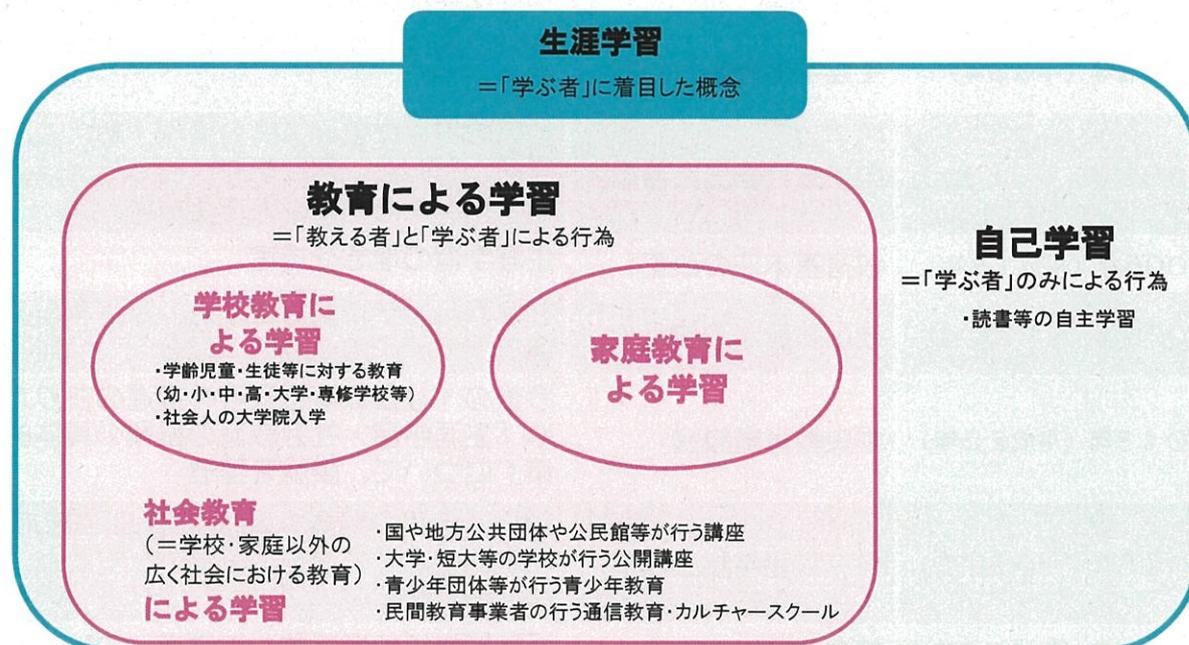
(4) 生涯学習とは

教育基本法では、「生涯学習の理念」について、次のように定めています。

第3条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

これは、すべての国民の学習する権利が生涯にわたって保障される社会が実現されなければならないということを意味しています。一人一人が、生涯にわたって、自由な学習を通じて発達し、豊かな人生を送る主体者となるということが、生涯学習の考え方であり、読書や映画、旅行、スポーツ活動など、生活のあらゆる活動において生涯学習は実践されています。

社会教育と生涯学習の関係



[出典]「平成23年11月:中央教育審議会生涯学習分科会(第60回)」資料

生涯学習は、社会教育や学校教育を通じた意図的・組織的な学習はもちろん、個人の学習や様々な活動から得られる意図的ではない学習も含む幅広い概念である。

その中で、社会教育は、社会教育法第2条において、「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)」と定義されるとおり、学校教育の領域を除いたあらゆる組織的な教育活動を対象とするものであり、個人が生涯にわたって多様な学習を行い、その成果を生かす実践の機会を提供するものとして、生涯学習社会の実現に向けて中核的な役割を果たすべきものである。(中央教育審議会「人口減少時代の新しい地域作りに向けた社会教育の振興方策について(答申)(平成30年12月21日)」より)

(5) 関係する主な法改正等の経過

施行年	名称	主な内容
1971年(昭和46年)	社会教育審議会答申	生涯学習の考え方
1981年(昭和56年)	中央教育審議会	生涯学習を踏まえた学校の再編を指摘
1988年(昭和63年)	文部省機構改革	生涯学習局が設置され、省内筆頭局に位置づけられる
1990年(平成2年)	生涯学習振興法の制定	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律
1992年(平成4年)	生涯学習審議会の提言	生涯学習社会を「人々が生涯のいつでも、自由に学習の機会を選択して学ぶことができ、その成果が適切に評価される」社会と定義し、その実現のために取り組むべき課題と振興策を提言
1996年(平成8年)	生涯学習審議会答申	地域における生涯学習機会充実方策について
1998年(平成10年)	中央教育審議会答申	地域の様々な教育機能の強調・融合を促進するとともに、学校を拠点とした地域コミュニティ育成の必要性を指摘
2006年(平成18年)	教育基本法の改正	生涯学習の理念を規定
2008年(平成20年)	社会教育法の改正	社会教育と学校教育の連携、家庭教育の充実
2013年(平成25年)	中央教育審議会	今後の「社会教育行政等の推進の在り方」や「生涯学習・社会教育の振興の具体的方策」について、議論を整理
2015年(平成27年)	中央教育審議会答申	新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について
2017年(平成29年)	社会教育法の改正	「地域学校協働活動」の推進について規定
2018年(平成30年)	中央教育審議会答申	人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について
2020年(令和2年)	社会教育主事講習等規定の一部を改正する省令の施行	「講習修了証書授与者が「社会教育士 ^{※4} 」と称することができる」と規定
2020年(令和2年)	中央教育審議会	新型コロナウイルス感染症に関する対応として、ICTなどの新しい技術を活用した学び等、誰一人として取り残されることなく生きがいを感じることでできる包摂的な社会を目指す生涯学習や社会教育の在り方について、議論を整理

※4 社会教育士…教育委員会事務局や教育委員会所管の社会教育施設で活動するのみならず、行政他の部署やNPO、民間企業等にも所属して、地域社会の多様な分野における学習活動の支援を通じて、人づくりや地域づくりに携わる役割が期待されている。

(6) 国の動向

平成18年に教育基本法が改正され、「生涯学習の理念」、「家庭教育」、「社会教育」、「学校、家庭、地域住民等の相互の連携協力」等の規定が盛り込まれ、充実が図られました。

この法改正を踏まえ、平成20年の中央教育審議会の答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」では、新しい時代に対応した自立した個人や地域社会の形成に向けた生涯学習の振興、社会教育の重要性が位置づけられました。

今後の生涯学習の振興方策については、個人の要望や社会の要請から一人一人の生涯を通じた学習の支援により、その学習成果を活用し、社会全体の教育力の向上につなげ、新たな学習の需要が起こる「知の循環型社会の構築」が必要であるとされています。

平成25年に策定された「第2期教育振興基本計画」では、今後の社会の方向性として、「自立」一人一人が多様な個性・能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り開いていくことのできる生涯学習社会、「協働」個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かして、ともに支え合い、高め合い、社会に参画することのできる生涯学習社会、「創造」自立・協働を通じて更なる新たな価値を創造していくことのできる生涯学習社会とし、この3つの理念の実現に向けた生涯学習社会を構築するとされました。

平成30年に策定された「第3期教育振興基本計画」の基本的な方針「生涯学び、活躍できる環境を整える」では、人生100年時代を見据えた生涯学習の推進、人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進、職業に必要な知識やスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進、障がい者の生涯学習の推進が目標とされています。

令和4年の中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理では、生涯学習・社会教育が果たしうる役割として、人生100年時代・VUCA^{※5}の時代においては、生涯学習（職業や生活に必要な知識を身に付け自己実現を図るためのもの。他者との学び合い・教え合いにより豊かな学びにつながるもの）と社会教育（学びを通じて「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環を生み、持続的な地域コミュニティを支える基盤となるもの）のこうした従来の役割に加えて新しい役割が重要としています。その役割とは、ウェルビーイング^{※6}の実現、社会的包摂^{※7}の実現、デジタル社会に対応、地域コミュニティの基盤とされています。

今後の生涯学習・社会教育の振興方策として、公民館等の社会教育施設の機能強化、社会教育人材の養成、活躍機会の拡充、地域と学校の連携・協働の推進、リカレント教育^{※7}の推進、多様な障害に対応した生涯学習の推進を掲げています。

※5 VUCA…Volatility(変動性)、Uncertainty(不確実性)、Complexity(複雑性)、Ambiguity(曖昧性)の頭文字を取って「VUCA」と呼ばれる。

※6 ウェルビーイング…個人的な状況評価や感情の状態を表す「幸せ(happiness)」とは異なり、個人のみならず個人を取り巻く「場」が持続的に良い状態であることまでを含む包括的な概念として用いる。

※7 社会的包摂…国民一人ひとりが社会に参加し、潜在能力を発揮できる環境整備が不可欠であり、そのための社会的排除の構造と要因を克服する一連の政策的な対応のこと。

※8 リカレント教育…学校教育から離れて社会に出た後も、それぞれの人の必要なタイミングで再び教育を受け、仕事と教育を繰り返すこと。

2 伊勢原市の生涯学習の現状と課題

(1) 伊勢原市の生涯学習推進の経過

昭和59年に初めて教育委員会事業として、「生涯学習の推進^{※9}」が規定されました。

平成元年度から3年間、文部省による「生涯学習モデル市町村」の指定を受け、生涯学習推進議会を設置し、市民大学、大学開放講座（パソコン講座）、生涯学習講演会など、社会教育課を主管とする事業の推進を図りました。

平成9年度から平成16年度まで、「生涯学習ボランティアリーダー養成講座」により、生涯学習ボランティア協会の基礎をつくりました。

平成22年度から「生涯学習サポート事業」として、生涯学習ボランティア養成講座を実施しました。

平成25年度、26年度に課題や困難を抱える家庭や、不登校等の問題に対応するため、関係機関が連携し、地域の多様な人材や、ソーシャルワーカー等の専門家を活用したアウトリーチ（訪問）型の支援により問題の解決を図ることを目的とした、地域人材家庭教育支援事業として文部科学省の委託事業を行いました。

社会教育施設としての市立公民館については、昭和52年に伊勢原公民館を旧市庁舎に移転開館したことを転機に、地域の要望を踏まえ、ほぼ毎年小学校区ごとに開設しました。

平成3年には、中央公民館を開設し、市内7公民館が社会教育事業の拠点、地域住民の学習活動拠点等として利用されています。

平成31年4月に大田公民館と市民活動（地域コミュニティ）の拠点である大田ふれあいセンターを機能統合し、旧大田ふれあいセンターの建物を大田公民館としました。

平成30年9月に関係条例が可決されたことを受け、令和元年7月から公民館の有料化を開始しました。

図書館・子ども科学館は昭和63年に開設し、図書館機能は、「知の拠点」として幅広い世代に利用され、子ども科学館機能は、科学に関する知識の普及と啓発を図り、創造性豊かな青少年の育成に寄与するための施設として利用されています。

スポーツ施設は、平成29年4月にスポーツに関する事務（学校における体育に関することを除く。）を教育委員会から市長部局に移管し、競技スポーツやスポーツレクリエーションなど生涯学習スポーツの持つ多面的な役割をより効果的にする施策を展開するとともに、有料公園スポーツ施設の管理業務をスポーツ課に移管することで、有料スポーツ施設の窓口を一本化し、既存の運動・スポーツ施設の整備や充実に関する施策を展開することとしました。

(2) 社会を取り巻く環境の変化

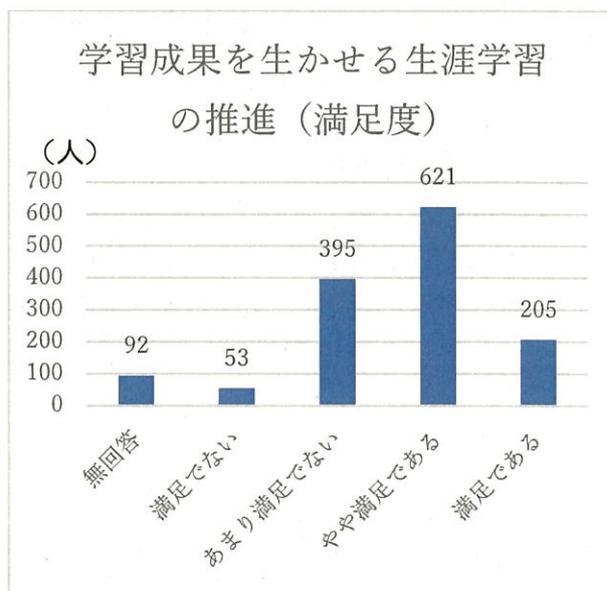
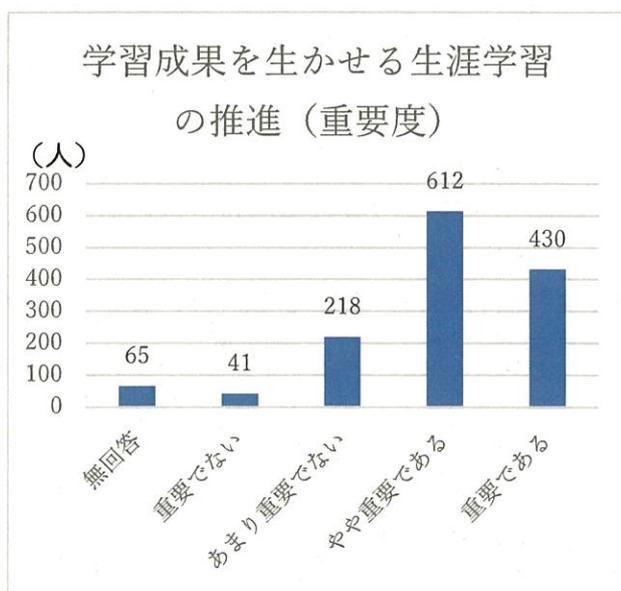
少子高齢社会の進行に伴う家族と地域の変容、高度情報化の進展と知識社会への移行、産業・就業構造の変容、グローバル化の進展、科学技術の進歩と地球環境問題の深刻化、国民意識の変化など大きな社会変動が続く中、生涯学習に携わる地域住民などが地域の担い手となる人材の育成に関わるなど学校と家庭や地域との連携が求められています。

さらに令和2年から流行した感染症により、社会生活は、大きな転換期を迎えています。

(3) 市民意識の状況（令和元年市民意識調査の結果）

令和元年10月～11月に実施した伊勢原市第5次総合計画後期基本計画に対する市民の満足度調査において、「市民意識調査」の結果報告書では、市民の満足度が高い項目として、「安心できる地域医療体制の充実」や「歴史・文化遺産の活用と継承」が上位を占めました。また、満足度の低い項目または今後の重要度が低い項目として、「交流がひろがる拠点の形成」、「市民協働と地域コミュニティの活性化」、「学習成果を生かせる生涯学習の推進」などがありました。

伊勢原市の生涯学習に関係する「学習成果を生かせる生涯学習の推進」の項目のみで見ると、重要度・満足度ともに高い状況になっていますが、伊勢原市第5次総合計画後期基本計画の40本の施策における平均値と比較すると、重要度は低く、満足は高い結果となりました。今後の豊かで安心できるまちづくり、地域社会をイメージしたときには、市民がお互いに協力し合い、支援し合える「市民協働」や「市民参加」は不可欠の要素であり、市民の関心、意識を高めるための取組や生涯学習の重要度を高めるための取組が求められています。



※9 生涯学習の推進…市民の生涯にわたって学習する機会と場所を提供し、個人の自発的な意志に基づく学習環境を整備し、自己の実現と学習の成果を地域に還元する豊かで安心した社会を目指すための事業を推進するもの。

(4) 社会教育委員会議における点検評価の経過

伊勢原市生涯学習推進指針では、指針の実現に向けて、教育振興基本計画における計画の達成度や教育委員会点検評価による点検評価を確認し、各種計画における実績等を資料として、社会教育委員会議で事業施策の進行状況を点検評価することとしているため、次のとおり社会教育委員による点検評価を行いました。

令和元年9月	事務研究会で点検評価会議の趣旨、作業方法等を説明
令和2年1月	社会教育委員による点検・評価会議を実施
令和2年11月	事務研究会で各意見等の確認、全体のまとめ
令和3年3月	社会教育委員会議 ^{※10} で点検評価の内容を協議
令和3年4月	教育委員会議4月定例会で報告

(5) 伊勢原市の生涯学習推進における現状と課題

生涯学習の推進・社会教育の振興^{※11}に関しては、国、県の動向に注目しながら、伊勢原市においても積極的に取組が行われてきました。

また平成25年4月には、学校と家庭と地域が連携し、心豊かで安心できる生涯学習環境を醸成することや、市民の学習機会や場所を整備するため、本指針を策定しました。

さらに、令和元年度から2年度にかけて、社会教育委員により、本指針における事業施策の推進状況の点検評価を行い、取り組むべき課題としては、5つの項目ごとに、次のようなことが課題として提起されました。

1 総合的な生涯学習の推進

- ・市民の生活スタイルとともに価値観も多様化している現在では、生涯学習を推進するにあたり、生涯にわたり資質を向上するという共通した目標はあるものの、個々の希望に沿った公民館講座等を実施するのは難しい。
- ・多様化する市民ニーズに応えながら生涯学習を進めていくためには、教育委員会に社会教育主事^{※12}を配置し、専門的な立場から事業の進め方等に助言や指導をする環境づくりが必要。

2 支援体制の整備

- ・市ホームページでは、社会教育に関する内容やコンテンツを充実させ、さらに活用していくことが必要。
- ・各公民館の活動については、講座の実施状況を振り返り、検証すること。また、ロケーションの特性を生かして、特徴ある講座を展開していくことが重要。

※10 社会教育委員会議…市教育委員会が行う社会教育行政に関する審議・諮問機関で、学校教育や社会教育の関係者や家庭教育の向上に資する活動を行う者や学識経験者の中から教育委員会が委嘱し、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。伊勢原市は、13名以内の委員で構成している。

※11 社会教育の振興…児童から高齢者まで、全ての市民を対象に実施される教育活動行政においては社会教育課、文化財担当、スポーツ課、図書館・子ども科学館、青少年課などにおいて、様々な事業を実施している。

※12 社会教育主事…都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に置かれる専門的職員で社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導に当たる役割を担います。

3 学習機会の充実

- 学習機会の充実は、すでに学習機会を得ている住民の学習をより豊かなものにしながら、学習機会を得ることのできる住民が固定化されることなく、学習機会の裾野を広げることが重要。

4 施設の充実と整備

- 生涯学習機能の強化を目指す中央公民館と地域コミュニティ機能の強化を目指す地区公民館の役割を再確認し、それぞれの機能をさらに活かしていくことが課題。

5 指標の設定と評価

- 市民の誰もが、社会教育・生涯学習事業に気軽に参加し、豊かな生活を築き、生涯にわたり学習に対して主体的に取り組めるようにすることが必要。
- 指標の設定には、「学習のステップづくりはできているか」、「学習の成果を生かす機会はあるか」、「主催者として工夫できたか」、「参加者が喜んでいるか」、「長期的な視点に立った社会教育施設の整備」に着目すること。

3 生涯学習を推進するための基本方針

(1) 指針の体系

基本目標	施策
1 総合的な生涯学習の推進	(1) 生涯学習・社会教育推進体制の充実
	(2) 市民協働の支援・活性化
2 支援体制の整備	(1) 学校と地域の連携・協働の推進
	(2) 社会教育関係団体等との連携・協働
	(3) 生涯学習ネットワークの整備
	(4) 生涯学習推進事業の再構築
3 学習機会の充実	(1) 親子が元気になる家庭教育と子育て支援
	(2) 公民館や図書館・子ども科学館における生涯学習の推進
	(3) 多様なニーズに応じた学習情報・機会の充実
	(4) お互いを尊重し合い、多様性を認め合う学習機会の提供
	(5) 歴史文化の適切な継承とまちづくりへの活用
	(6) 文化芸術・スポーツ活動の推進
4 施設の充実と整備	(1) 市立公民館の計画的な施設改修と利用促進
	(2) コミュニティセンター等の活用
	(3) 図書館・子ども科学館の計画的な施設改修と利用促進
	(4) 既存のスポーツ施設の整備・充実

(2) 持続可能な開発目標 (SDGs) に向けた取組の推進

平成 27 (2015) 年 9 月の国連サミットにおいて、令和 12 (2030) 年までの国際目標として「持続可能な開発目標 (SDGs)」が掲げられました。

この考え方に沿い、生涯学習の推進にあたっては、すべての人々に、誰もが受けられる公平で、質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進することが求められています。

この 17 の目標及び本指針に対応する SDGs を「(3) 施策の概要」に掲載しました。



出典：国際連合広報センターWEB サイト

(3) 施策の概要

基本目標 1 総合的な生涯学習の推進

(1) 生涯学習・社会教育推進体制の充実

継続的な社会教育主事の育成（社会教育主事講習への派遣）と市民が自ら適切な学習機会を選択し、自主的に学ぶことができるよう、生涯学習情報の提供や、学習者のための相談体制の充実に努めます。

【主な事業・取組】

- ・ 計画的な社会教育主事及び社会教育士の養成と配置

(2) 市民協働の支援・活性化

伊勢原市の地域における様々な問題や課題の解決、情報の共有を図ることで、地域活動の振興や地域リーダーとしての自立を支援します。

生涯学習や各種活動を始めたいと望む市民等に対し、わかりやすく必要な活動団体に関する情報を提供するため、市内全公民館で活動するサークル等の情報や活動内容等を体系的に整理し、ホームページ等を活用しながら広く情報提供します。

【主な事業・取組】

- ・ 市民協働事業（市民大学講座）
- ・ 公民館利用サークル一覧の提供

対応する SDGs



基本目標 2 支援体制の整備

(1) 学校と地域の連携・協働の推進

地域全体で子どもたちの学びや成長を支える地域学校協働活動を推進するとともに、学校と地域をつなぐ地域学校協働活動推進員等の人材育成を図り、学校運営協議会^{※13}との一体的活動の推進と地域コミュニティの活性化を図ります。

将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、部活動の地域移行の推進に向けて検討します。

【主な事業・取組】

- ・ 地域学校協働活動推進事業
- ・ 地域部活動推進事業

(2) 社会教育関係団体等との連携・協働

家庭教育や文化芸術活動を推進するために、地域社会で活動する社会教育関係団体等との連携・協働を図ります。

【主な事業・取組】

- ・ 社会教育関係団体への補助金交付による活動の支援
- ・ PTA 活動との連携

(3) 生涯学習ネットワークの整備

幼児から高齢者までの幅広い世代に対する生涯学習の機会を提供するため、大学や企業、市民団体等と連携を図り各種講座の充実に努めます。

また、自主的な生涯学習を支援するため、学習成果を生かせる仕組みづくりを行うとともに、生涯学習を推進する担い手を養成します。

【主な事業・取組】

- ・ 大学連携事業（東海大学、東京農業大学等）
- ・ 市民大学講座

(4) 生涯学習推進事業の再構築

様々なライフスタイルや価値観の変化など、市民を取り巻く社会状況は急速に変化し、高齢者や若者をはじめ地域で孤立する人が多くなり、地域社会における人と人とのつながりが希薄化する中、学習を通じて学ぶもの同士が交流できるような機会提供、情報提供を行います。

また、少子高齢化が進む中、高齢者が培ってきた知識・経験を若者・子どもたちが継承し、周囲の温かいまなざしの中で社会性・協調性を身に付けたり、高齢者が生きがいを持ち心豊かな生活を送ったりすることができるよう、世代間交流の活性化を図ります。

そのために、市ホームページをさらに活用するとともに、SNS を活用した即時的な情報提供を行います。また、多様化する学習要求に対応するために、グループやサークルなど市民の協力を得ながら、多様な学習機会の展開と各種講座の実施を再構築します。

※13 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）…学校に設置する附属機関で保護者や地域住民等の代表を委員に任命し、校長が作成する学校運営の基本方針を承認するなど、一定の権限と責任を持って学校運営に参画する制度。

【主な事業・取組】

- ・公民館講座等の点検、見直し、推進

対応する SDGs



基本目標 3 学習機会の充実

(1) 親子が元気になる家庭教育と子育て支援

子育ての悩みを共有できるような仲間づくりの場や、子育てに関する知識についての学習機会の場を提供します。

各公民館において、家庭での教育力の向上や保護者の心身のリフレッシュができる場を提供するため、乳幼児とその保護者を対象に、各種講座を開催します。

子どもたちが、日本の伝統文化にふれることができるよう、様々な伝統文化を体験する事業を市民とともに実施します。

【主な事業・取組】

- 家庭教育講演会
- 幼児家庭教育学級
- 伝統文化親子教室
- 保育ボランティアの派遣

(2) 公民館や図書館・子ども科学館における生涯学習の推進

それぞれのライフステージをいきいきと生きるために、様々な学習機会の場を提供します。

地域の活動団体や地域関連団体等の活動及び交流を促進するため、各地域に根ざす公民館において、地域の特色や課題、市民ニーズを踏まえた各種学級や講座を開催します。

図書館を活用した市民の生涯学習を推進するため、市民に対して読書活動を普及・啓発する講座の開催やボランティア育成を実施します。

子どもたちが読書をとおして心豊かな生活を送ることができるような環境の整備や施策を推進します。

子どもたちに理科の楽しさを知ってもらうための工作・実験教室、サイエンスショー等を実施し、理科教育を支援します。

【主な事業・取組】

- 公民館講座
- 子ども読書活動推進指針に基づく事業の推進
- 工作・実験教室、サイエンスショー

(3) 多様なニーズに応じた学習情報・機会の充実

リモートで行われる事業の開催や、動画配信を取り入れた講座の実施など、ICT を活用し、市民のニーズに応じた事業展開に努めます。

その一方で、高齢者等のデジタル活用の不安解消に向けて、オンラインによる行政手続などスマートフォンの利用方法に関する講習会を定期的で開催していきます。

図書館では、来館が困難な利用者への図書館コンテンツサービスの充実と、「新しい生活様式」に対応した読書推進を図るため、電子図書館コンテンツの充実を図ります。

【主な事業・取組】

- ・オンライン講座
- ・スマホ教室
- ・いせはら電子図書館

(4) お互いを尊重し合い、多様性を認め合う学習機会の提供

人権意識を高め、人権を尊重する地域社会づくりのために、人権についての学習機会の提供を行います。

誰もが障がいの有無にかかわらず学び続けることができるよう、障がい者の生涯学習支援に係る事業等の充実や情報収集、提供、体制づくりを検討します。

【主な事業・取組】

- ・人権セミナー
- ・人権子ども映画会
- ・障がい者の生涯学習

(5) 歴史文化の適切な継承とまちづくりへの活用

幅広い年齢層に向けて、地域の文化財への理解を深める公開、体験的事業等の積極的な活用の推進や効果的な情報発信によるシティプロモーションを図ります。そのために、市域の文化財の計画的な調査や伊勢原市文化財保護条例に基づく指定・登録等により、文化財の適切な保存を図ります。

文化財の調査・保存・活用に携わる人材・団体の育成、増員、活動の支援を行います。

また、文化財の公開施設については、伊勢原市文化財保存活用地域計画にも記してあるように、その必要性を認識した上で、長期的な課題として検討を続けていくこととします。さらに文化財の保存と活用を図る環境を整備するため、既存施設の有効活用を進めるとともに、老朽化が進んでいる文化財保存室の収蔵・資料整理機能を旧堀江邸に移転し、適切な保存環境の確保に努めます。

【主な事業・取組】

- ・考古資料展
- ・文化財ウォーク・史跡めぐり
- ・歴史解説アドバイザーの養成

(6) 文化芸術・スポーツ活動の推進

市民の学習成果の発表や優れた芸術作品を鑑賞する機会を提供し、文化芸術の普及と発展を図るため、展示会や文化祭等を開催します。

各種スポーツ競技大会の開催や指導者の養成等を行い、市民を中心に多くの人が運動、スポーツに親しむ機会を提供します。

【主な事業・取組】

- 市民文化祭
- 市民音楽会
- 美術協会展
- いせはら市展
- 市総合体育大会
- 市選手権大会
- 地区学区体育祭
- すこやか少年少女スポーツフェスティバル
- 伊勢原3大ロードレース

対応する SDGs



基本目標 4 施設の充実と整備

(1) 市立公民館の計画的な施設改修と利用促進

公民館施設個別施設計画に基づく公民館の施設改修に努め、安全・快適な教育環境づくりを進めます。

市民の多様なニーズに応じた良好な学びの場の提供に努めます。

【主な事業・取組】

- ・伊勢原市公民館施設個別施設計画に基づく事業の推進

(2) コミュニティセンター等の活用

市民活動と生涯学習の連携は、住みよい環境づくりをめざす視点を持ちながら、主体的な学びによって地域課題をより効果的に解決することにつながります。市民活動の拠点としての機能を持つコミュニティセンター等類似施設^{※14}を活用しながら、市民活動と生涯学習の連携を進めるため、必要に応じて生涯学習の場としての利用を検討します。

【主な事業・取組】

- ・貸館事業
- ・地域ネットワークの連携・強化

(3) 図書館・子ども科学館の計画的な施設改修と利用促進

施設の適切な維持管理に取り組むとともに、伊勢原市立図書館・子ども科学館個別施設計画に基づく図書館・子ども科学館の施設改修に努めます。図書資料の適正な整備（受入れ・除籍・配架等）を行うとともに、魅力ある書架づくりに努めます。

時代の変化や市民のニーズを踏まえ、博物館機能を有している子ども科学館のあり方について検討します。

【主な事業・取組】

- ・伊勢原市立図書館・子ども科学館個別施設計画に基づく事業の推進

(4) 既存のスポーツ施設の整備・充実

スポーツ施設の老朽化に対し、施設配置の適正化、民間活力のさらなる活用、大学との連携強化等による持続可能なスポーツ環境の実現を図り、また、使用料支払のキャッシュレス化等、利便性の向上に取り組みます。

【主な事業・取組】

- ・公共施設等総合管理計画や（仮称）公共施設再配置プランに基づいたスポーツ施設の計画的な改修・修繕と管理運営

※14 コミュニティセンター等類似施設について

コミュニティセンター…地域住民に自主的な活動の場を提供し、連帯意識を高め、健康で文化的な地域社会をつくるための施設。
いせはら市民活動サポートセンター…市民が自主的かつ自立的に営利を目的とせずに行う、地域社会に貢献する公益性のある活動を支援する施設。

児童館…青少年の健全育成、生活指導等に寄与する目的をもって地域青少年活動の場を供し、もって社会福祉の増進を図る施設。

対応する SDGs



4 指針の推進体制

(1) 社会教育委員による点検評価

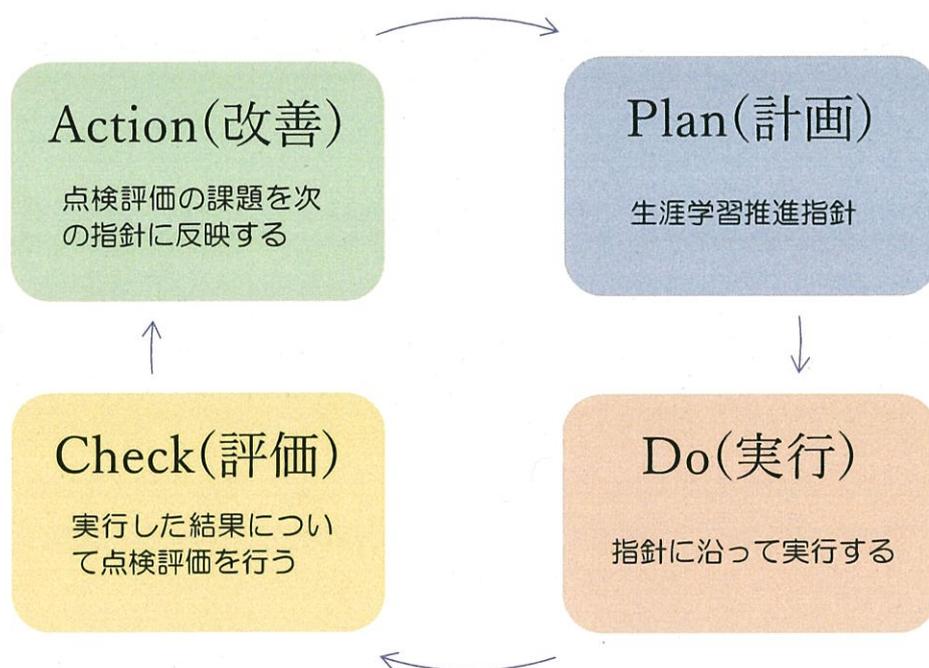
市は、学識経験者や社会教育関係団体代表者、市民からなる「社会教育委員会議」に、社会教育関係事業（公民館講座や各種イベント等）の事業施策進捗状況を報告します。それぞれの立場から必要に応じ答申、建議、意見具申等を聴収し、社会教育関係事業施策に反映させます。

(2) 教育委員会点検評価

教育振興基本計画の点検評価の対象となる主な取組について、各取組を所管する所属、教育委員、学識経験者の順番に点検評価を行います。

その結果を報告書としてまとめ、公表するとともに、点検評価で得られた課題等を踏まえ、次年度以降の取組に反映させます。

本指針では、上記2つの点検評価を基に、学習の成果を適切に評価し、社会全体で活用し、次のステップに繋げる「学びと活動の循環による生涯学習社会の構築」に取り組むため、PDCA サイクルに基づく進行管理を行います。



5 指針策定の経過

令和3年11月	「伊勢原市生涯学習推進指針の改定について」諮問	教育委員会議
令和3年11月	指針改定の基本的作業の確認	社会教育委員会議
令和4年3月	諮問内容の確認	社会教育委員会議
令和4年5月	指針素案の検討	社会教育委員会議
令和4年9月	指針素案の検討	社会教育委員会議
令和5年1月	関係各課の意見聴取	教育総務課文化財担当、 図書館・子ども科学館等
令和5年1月	指針素案の検討	社会教育委員会議
令和5年3月	答申内容の確認	社会教育委員会議
令和5年3月	「伊勢原市生涯学習推進指針の改定について」答申	教育委員会議
令和5年4月以降	市民への周知	

第2次伊勢原市生涯学習推進指針

伊勢原市教育委員会社会教育課